

(案)

磐南 5 市 町 村
新市まちづくり計画

磐南 5 市町村合併協議会

< 目 次 >

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 序論 | 1 |
| 第1節 計画策定の方針 | 1 |
| (1) 計画の趣旨・位置づけ | |
| (2) 計画の構成 | |
| (3) 計画の期間 | |
| (4) その他 | |
| 第2節 合併の必要性 | 2 |
| 第2章 新市の概況 | 4 |
| (1) 位置・概況 | |
| (2) 新市の状況 | |
| 第3章 主要指標の見通し | 5 |
| (1) 人口 | |
| (2) 世帯数 | |
| 第4章 まちづくりの基本方針 | 6 |
| 第1節 新市の将来像 | 6 |
| 第2節 まちづくりの基本目標 | 7 |
| 第3節 まちづくりの施策の基本方針 | 8 |
| 第4節 土地利用 | 10 |
| 第5節 地域別整備方針 | 12 |
| 第5章 新市の施策 | 13 |
| 第1節 人と人が支え合い、人と自然が共生する生活環境づくり | 13 |
| 1. 豊かな自然環境を育み活かすまちづくり（環境） | |
| 2. やさしさ、ふれあい、安心のまちづくり（福祉・保健・医療） | |
| 3. 安全で安心な暮らしを守るまちづくり（消防・防災・防犯・交通安全） | |
| 第2節 魅力あふれ、人と人が交流する活力ある産業づくり | 19 |
| 1. 魅力あふれる暮らしを支えるまちづくり（産業） | |
| 2. 新しい出会いを生み出すまちづくり（観光） | |
| 第3節 生き生きと学び、心豊かな人を育むまちづくり | 23 |
| 1. 可能性と創造力を高めるまちづくり（教育） | |
| 2. 感性と心身を育むまちづくり（文化・スポーツ） | |
| 3. みんなで創る住みよいまちづくり（地域振興） | |
| 4. 世界とともに歩む、多文化共生のまちづくり（国際交流） | |
| 5. お互いを尊重し、責任を分かち合えるまちづくり（男女共同参画） | |
| 第4節 安全で快適な暮らしを支える都市・生活基盤づくり | 30 |
| 1. 均衡ある発展と魅力あふれるまちづくり（都市基盤整備） | |
| 2. 住んで誇れるまちづくり（生活基盤整備） | |
| 第5節 創造と協調、開かれた新市の土台づくり | 34 |
| 1. 自由と自己責任のまちづくり（住民参画） | |
| 2. 効率化と健全財政を確立するまちづくり（行財政改革） | |
| 第6章 新市における静岡県事業の推進 | 38 |
| 第7章 公共施設の適正配置と整備 | 39 |
| 第8章 財政計画 | 40 |
| 参考資料 | |
| 新市まちづくり計画小委員会の検討経過 | 資1 |

第1章 序論

第1節 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨・位置づけ

新市まちづくり計画は、「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」第5条に基づき、合併協議会が作成するもので、磐田市、福田町、竜洋町、豊田町及び豊岡村の合併後の新市のまちづくりの基本方針を定め、これに基づく計画を策定して、その実現を目指すことにより、磐南5市町村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るものです。

そのため、「磐南5市町村まちづくり構想（平成15年2月）」や磐南5市町村の各総合計画などの精神を継承し、住んで誇れる魅力的なまちづくりを推進する際の指針を示すものです。

なお、新市の進むべき具体的な方向については、新市において策定する総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）などに委ねるものとします。

※ 合併特例法第5条で規定する「新市建設計画」という表現については、本計画ではハード面だけの事業を重視した計画書と誤解されやすい懸念があることから、住民にとって親しみやすく、ソフト事業とハード事業のバランスのとれた計画を策定するという意味から「新市まちづくり計画」と言い換えています。

(2) 計画の構成

本計画は、合併の必要性を確認し、新市のまちづくりの基本方針、基本方針を実現するための施策、公共施設の統合整備、財政計画などを中心として構成しています。

(3) 計画の期間

各施策における主要事業や財政計画は、平成17年度から令和7年度までの21年間とします。

(4) その他

新市まちづくりの基本方針を定めるにあたっては、新しい時代を見据えた長期的視野に立ち、住民の生活や文化など、あらゆる面から住民の福祉の向上を目指すものとします。

公共施設の統合整備や適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮するとともに、地域間のバランスと財政事情を考慮して実施するものとします。

また、財政計画については、地方交付税、国・県の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるように十分留意して策定するものとします。なお、行政運営に関しては、職員定数の削減や適正配置を図りながら、組織の効率化に努めるものとします。

第2節 合併の必要性

磐南5市町村は、歴史的にも経済、文化、生活などさまざまな面で深い結びつきをもっており、住民相互の交流も活発な地域です。最近の日常生活圏の拡大、行政ニーズの多様化、厳しい財政状況、少子・高齢化の進行、地方分権の推進といったそれぞれの課題に対応するために、行財政の効率化、行政能力の向上への早急な対応が求められています。

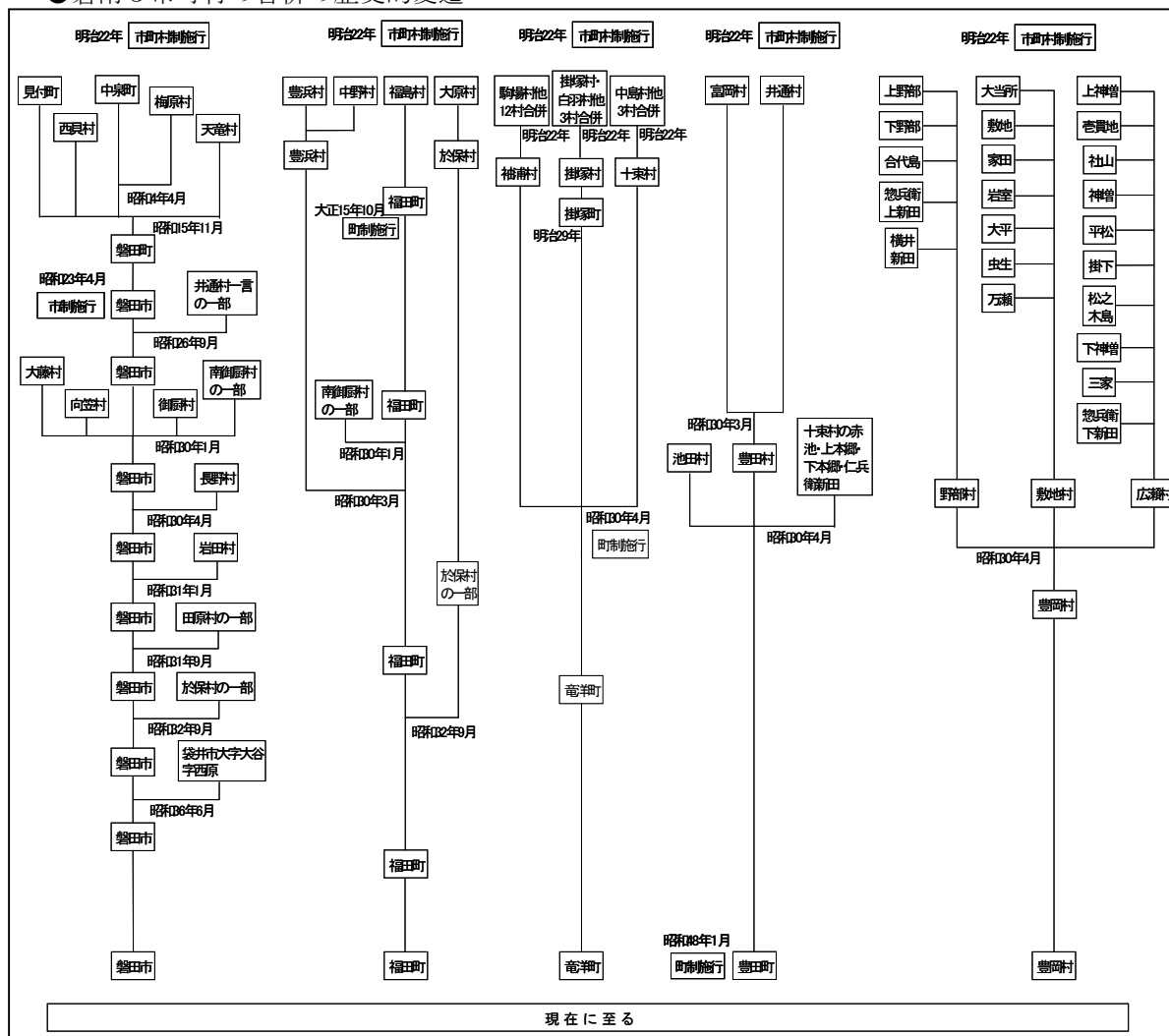
これらの課題に対する有効な対応策として、磐南5市町村の合併が考えられます。

(1) 歴史の変遷

磐南5市町村の合併の歴史は、以下の図表のとおりです。

磐南5市町村は、近代的国家の地方制度を整備した「明治の大合併」時に市町村制を施行し、新憲法の下で地方自治の確立を目指した「昭和の大合併」時に、ほぼ現状の1市3町1村へとまとまりました。今後は「平成の大合併」を契機として、自治能力の向上、行財政の基盤強化や効率化を進めていくことが求められています。

● 磐南5市町村の合併の歴史の変遷



(2) 住民の日常生活圏の拡大と

地域の一体化に伴う効率的なまちづくりの推進

交通・通信手段の著しい発達により、通勤・通学をはじめ、買い物やレジャーなどあらゆる面で、住民の日常生活圏がますます拡大しており、磐南5市町村は、相互につながりが強い地域となっています。

こうした生活圏の拡大や地域が一体化した状況に対応し、住民生活の利便性や多様性をより高めていくためには、生活圏に合わせた広域的な視点による行政サービスの提供が求められており、既に消防業務や地域医療など、行政の枠組みを越えた相互の連携がさまざまに行われています。合併によって生活圏と行政圏の違いを解消し、効率のいい総合的なまちづくりを推進していくことが必要となっています。

(3) 厳しい財政状況下での行政ニーズの多様化への対応

価値観の多様化や女性の社会進出などにより、住民の日常生活におけるサービス需要は、ますます細分化・拡大化し、行政ニーズも複雑に多様化・高度化しています。

しかし、こうした行政ニーズに対して、磐南5市町村の財政状況については、地方税収入などが伸び悩みの傾向にあり、地方交付税の改革の進展や福祉関連事業などへの経常的な支出増など、引き続き厳しい状況が見込まれています。

『地方で出来ることは地方で』という地方分権が進められ、自己決定・自己責任による行政運営を推進するためには、合併による財政規模の拡大を背景に行財政の効率化・強化を進め、行政サービスを安定的に供給すると同時に、多様化・高度化する住民ニーズへの対応として、人的資源を適切に配置することで質の高い専門的なサービスを提供するなど、効果的かつ効率的な行財政運営の両立を図っていくことが必要となっています。

(4) 少子・高齢化の進行や人口減少時代への対応

わが国では平成9年6月に初めて65歳以上の人口が15歳未満の人口を上回り、少子・高齢化が急速に進行しています。静岡県は平成17年(2005年)前後をピークとして減少に転じ、令和7年(2025年)には65歳以上の老年人口の比率は30%を超えて、3人に1人が65歳以上という状態(現在は4人に1人)になると予測されています。

磐南5市町村においては、県下の他地域に比べ少子・高齢化の進行は遅いものの、何らかの対応を採らなければ、他地域と同様に、少子・高齢化、場合によっては、人口減少の波が押し寄せるものと予想されます。

少子・高齢化や人口減少が進行するなかで、成熟社会に向かう21世紀においては、福祉、保健・医療、環境問題、情報化などさまざまな行政ニーズへの対応は増加し、地域コミュニティの活力低下などが進むものと考えられます。

こうした状況に対応し、この地域が引き続き発展していくためには、子育て支援、医療体制の充実、多様な健康・福祉サービスなどを効率的に実施するだけでなく、合併により行政基盤を強化し、より質の高い行政サービスを安定的に提供していくことが必要となります。

第2章 新市の概況

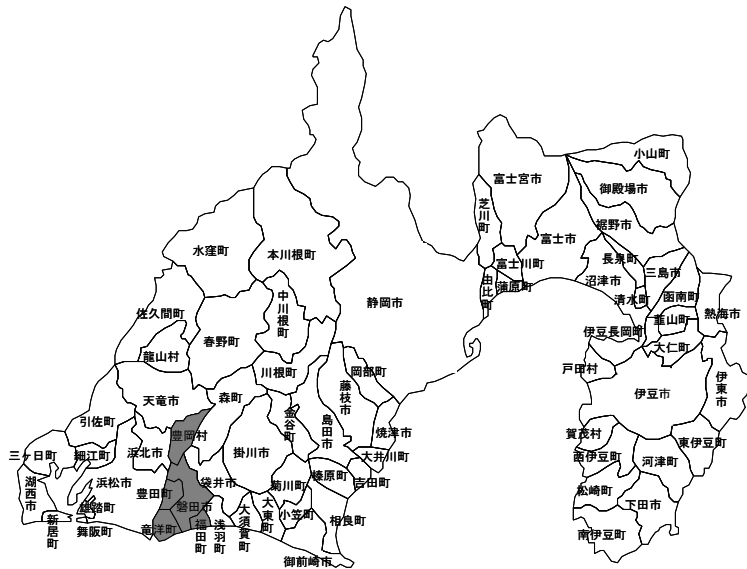
(1) 位置・概況

新市は日本のほぼ中央、静岡県西部の天竜川東岸に広がる地域であり、遠州灘に面しています。北は天竜市、西は浜松市や浜北市、東は袋井市、森町及び浅羽町と接しています。

奈良時代には遠江国分寺と遠江国府が置かれ、古墳時代の約 500 基以上の古墳が現存するなど、歴史が語りかける“まち”です。

江戸時代には、東海道五十三次見附宿として繁栄するなど、東西交通の要衝として発展してきました。

近年では、地場産業である繊維産業に加え、金属、自動車、楽器などの工業都市として、新市全体の製造品出荷額等は県下第1位、農業産出額も県内屈指で、都市部と農村部が均衡ある発展を遂げている地域です。



(2) 新市の状況

新市の行政面積は 164.08k m²で、県全体の 2.1%を占める規模となります。一方、新市の県総人口に占める割合は 4.5%となり、県下でも人口が集中した地域に分類することができます。また、可住地面積（総面積－林野面積－池沼面積）の割合をみると 83.2%と県平均の 34.4%を大きく上回り、都市的な土地利用が可能な地域です。可住地面積 1 km²あたりの人口は 1,265 人であり、県平均を 176 人ほど下回っていることから、ゆとりある土地利用をしている地域でもあります。

新市は、人口の集中とゆとりある土地利用というバランスのとれた、大きく発展する可能性を秘めた地域であることが分かります。

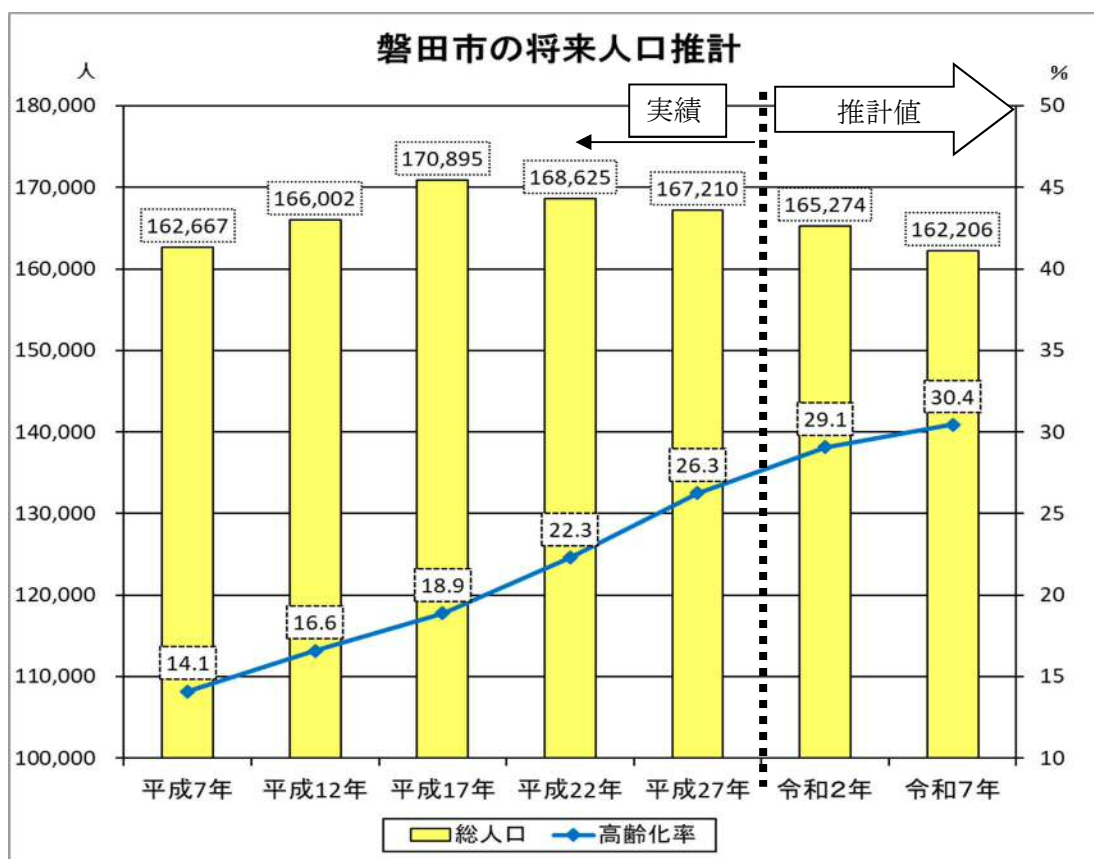
| 区 分 | 新 市 | 備 考 |
|--------------------------------|---------|---|
| 県総面積に占める面積割合 | 2.1% | 総面積 164.08 k m ² |
| 県総人口に占める人口割合 | 4.5% | 住民基本台帳及び外国人登録 人 口 172,538 人 世帯数 57,697 世帯 |
| 可住地面積割合 | 83.2% | 可住地面積 136.44km ² 県平均 34.4% |
| 人口密度（1k m ² あたりの人口） | | |
| 人口／可住地面積 | 1,265 人 | 県平均 1,441 人 |
| 人口／総面積 | 1,052 人 | 〃 495 人 |

出所：静岡県総務部市町村総室他「市町村の指標（平成 16 年 3 月版）」などより

第3章 主要指標の見通し

(1) 人口

全国的な傾向として、晩婚化や未婚率の上昇、子育てを取り巻く環境の変化により少子化が急速に進行しています。新市の人口は、平成17(2005)年の170,895人をピークに減少に転じています。また、国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年推計)によれば、令和7(2025)年には、162,206人になると見込まれています。



※ 平成27年までは、各年の国勢調査による。令和2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年推計)による。

(2) 世帯数

世帯数については、人口は減少するものの核家族化の進行から、令和7年の人口162,206人に対して、約68,000世帯と予測します。

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)平成31年4月」における静岡県の将来の平均世帯人員の推移をもとに算出

第4章 まちづくりの基本方針

まちづくりの基本方針は、新市の将来像、新市の将来像を実現するための基本目標、新市の基本目標を実現するための施策の基本方針、新市の都市構造を踏まえた土地利用と地域別整備方針により構成します。これは新市のまちづくりの指針となるもので、この基本方針に沿って、まちづくりを推進していきます。

第1節 新市の将来像

この地域は、光と風、水と緑が豊かだから、合併を契機にして、ひともまちも輝き出す、そんなまちづくりを進めたい。自然があふれ、歴史・文化が薫り、ゆとりがあり、産業やスポーツが盛んで活力あるまちづくりを進めたいという思いを込めて、新市が目指すべき将来像を次のように掲げます。

**光と風・水と緑 ひとが、まちが、
いま輝き出す
～自然あふれ、歴史・文化薫る
ゆとりと活力のまち～**

この将来像には、次のような意味が込められています。

『光』・・・日照時間が長く、光にあふれた地域です。

未来へ輝く光のように、まちづくりを進めます。

※ 新市は、日照時間が長く、光りあふれた地域です。新市の光り輝く資源を活かしながら、未来へ輝く光のようなまちづくりを進めたい、そんな思いが込められています。

『風』・・・歴史や文化の「かおり」を運ぶ風を受け、風力発電など環境に配慮したまちづくりを進めます。

合併を契機に新しい時代の風（ムーブメント）を起こします。

※ 新市の歴史や文化の「かおり」を運び、みんなで共有することを大切にしたい。また、風力発電などのように、環境に配慮した自然にやさしいまちづくりを行いたい。合併を契機として、新しい時代の風を起こしたい、そんな思いが込められています。

『水』・・・遠州灘・天竜川・太田川をはじめとする豊富な水資源を有した地域です。
漁港や海岸・川辺などの水辺空間を活かしながら、環境を大切にするまちづくりを進めます。

※ 新市は、遠州灘の海、天竜川・太田川をはじめとする川などの豊富な水資源を有しています。こうした水や水辺空間を活かしながら、環境を大切にするまちづくりを進めたい、そんな思いが込められています。

『緑』・・・緑（山の緑・まちの緑）あふれる地域です。

人と自然が共存できるまちづくりを進めます。

※ 新市は、山の緑やまちにある公園の緑など、緑あふれる地域です。人と自然が共存できるまちづくりを進めたい、そんな思いが込められています。

第2節 まちづくりの基本目標

新市の将来像を実現するために、4つの基本目標を設定しました。

（1）新市は自分たちが主役の舞台で

『みんなの顔が見える住民主体のまち』

新市は、多種多様な住民ニーズに対応するために、行政サービスには限界があるため、良好なコミュニティ活動の推進を図るとともに、地域の連帯感を育み、自分の住むまちに愛着や誇りを持ち、住民自らが力を出し合って地域を支えていくという住民主体で、住民と行政がともに力を合わせ、協働による活力あるまちを目指します。

（2）これまで培った地域資源の発掘と活用

『地域の自然と伝統を継承したまち』

新市は、この地域にある豊かな自然や古き良き地域資源を新市の大切な財産として共有し、利活用するとともに、次世代に引き継いでいくことにより、新市の将来を担う子どもたちが誇りに感じるようなまちを目指します。

（3）地球環境時代への対応

『人と環境にやさしいまち』

新市は、豊かな自然環境と調和しながら、だれもが暮らしやすく、地球にも、人にも、環境にも優しいまちを目指します。

（4）合併を契機とした新たな試み

『美しく・住んで誇れるまち』

新市は、合併を契機として、地域内の多彩な観光・交流資源のネットワーク化やブランド化などを進め、地域内外に情報を発信し、さまざまな情報、人及びモノが行き交い、創造性と魅力ある美しく・住んで誇れるまちを目指します。

第3節 まちづくりの施策の基本方針

まちづくりの基本目標を実現するために展開する施策の基本方針は、大きく5つの方針からなります。

(1) 人と人が支え合い、人と自然が共生する生活環境づくり

豊富な自然を守り、活かすグローバルな環境対策や住民と行政が協働する仕組みづくりを進め、豊かな自然と共生しながら、人と人が支え合う生活環境を整備するとともに、少子・高齢社会に対応して、子どもからお年寄りまでだれもが健康で、安心して暮らせ育つまちづくりを進めます。

<主な施策の方向>

- 豊かな自然環境を育み活かすまちづくり（環境）
- やさしさ、ふれあい、安心のまちづくり（福祉・保健・医療）
- 安全で安心な暮らしを守るまちづくり（消防・防災・防犯・交通安全） など

(2) 魅力あふれ、人と人が交流する活力ある産業づくり

新市の特色ある豊かな資源を活かした活力ある産業づくりを進め、新たな雇用の場を創出するとともに、多くの人と交流する、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

<主な施策の方向>

- 魅力あふれる暮らしを支えるまちづくり（産業）
- 新しい出会いを生み出すまちづくり（観光） など

(3) 生き生きと学び、心豊かな人を育むまちづくり

地域の特徴ある固有の歴史・文化・自然資源、日本のトップチームとしてのスポーツブランドなどを活かした教育・文化・スポーツ活動の基盤となる環境づくりや住民主体による地域づくりを進め、心の豊かさを向上させるまちづくりを進めます。

<主な施策の方向>

- 可能性と創造力を高めるまちづくり（教育）
- 感性と心身を育むまちづくり（文化・スポーツ）
- みんなで創る住みよいまちづくり（地域振興）
- 世界とともに歩む、多文化共生のまちづくり（国際交流）
- お互いを尊重し、責任を分かち合えるまちづくり（男女共同参画） など

(4) 安全で快適な暮らしを支える都市・生活基盤づくり

新市の均衡ある発展と地域間の交流を促進する都市基盤や住民の安全と身近な生活を支える生活基盤の整備を進め、安全で快適な暮らしやすいまちづくりを進めます。

<主な施策の方向>

- 均衡ある発展と魅力あふれるまちづくり（都市基盤整備）
- 住んで誇れるまちづくり（生活基盤整備） など

(5) 創造と協調、開かれた新市の土台づくり

新市が、持続可能なまちづくりを行うために、創意工夫した新たな取り組みと、行政と住民が協調したまちづくりを進めます。また、透明性や健全性のある堅実な行財政運営を進めます。

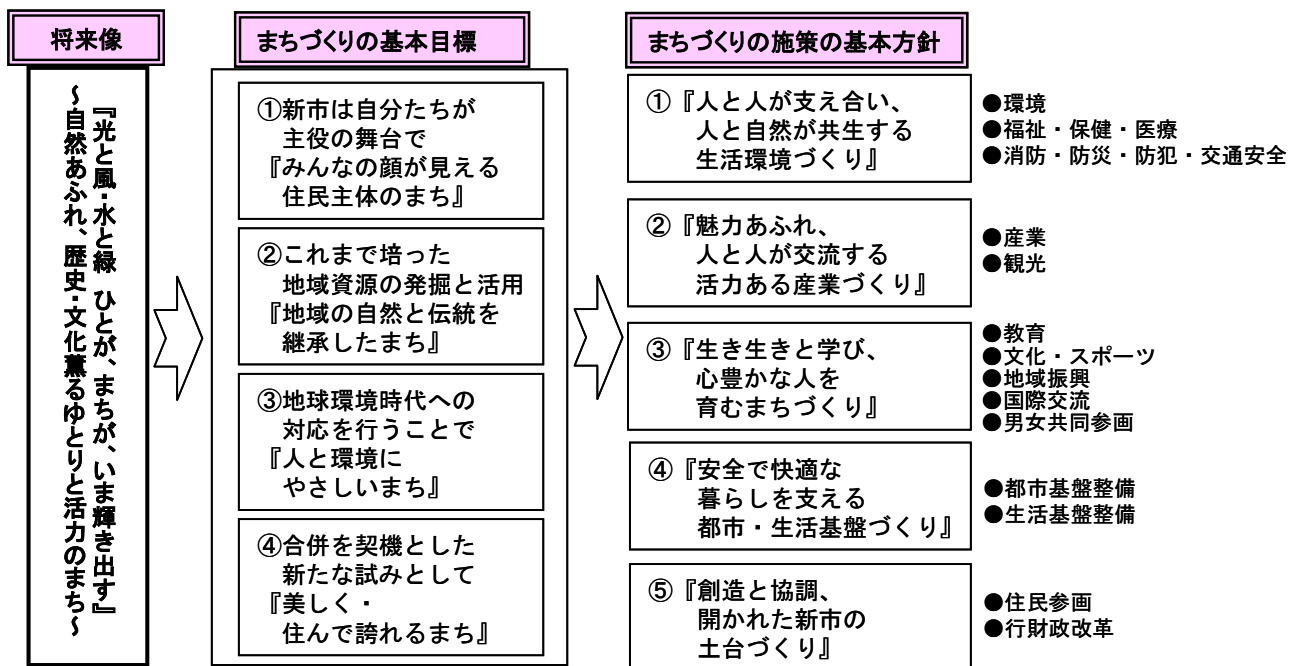
＜主な施策の方向＞

- 自由と自己責任のまちづくり（住民参画）
- 効率化と健全財政を確立するまちづくり（行財政改革） など

○まちづくりの基本目標と施策の基本方針との関係

「新市の将来像」を実現するための「まちづくりの基本目標」と「施策の基本方針」との関係は、下図のとおりです。

合併後の10年先を見据え、磐南5市町村が一体となって目指すべき「新市全体の姿」を短い言葉で表したものを新市の将来像と捉え、新市のなかで特に大切にしていきたい点に焦点を当て、望まれる「まちの姿」を描いたものを基本目標としています。施策の基本方針については、環境や産業といった各分野それぞれにおいて、今後対応すべき施策の方向について示しています。



第4節 土地利用

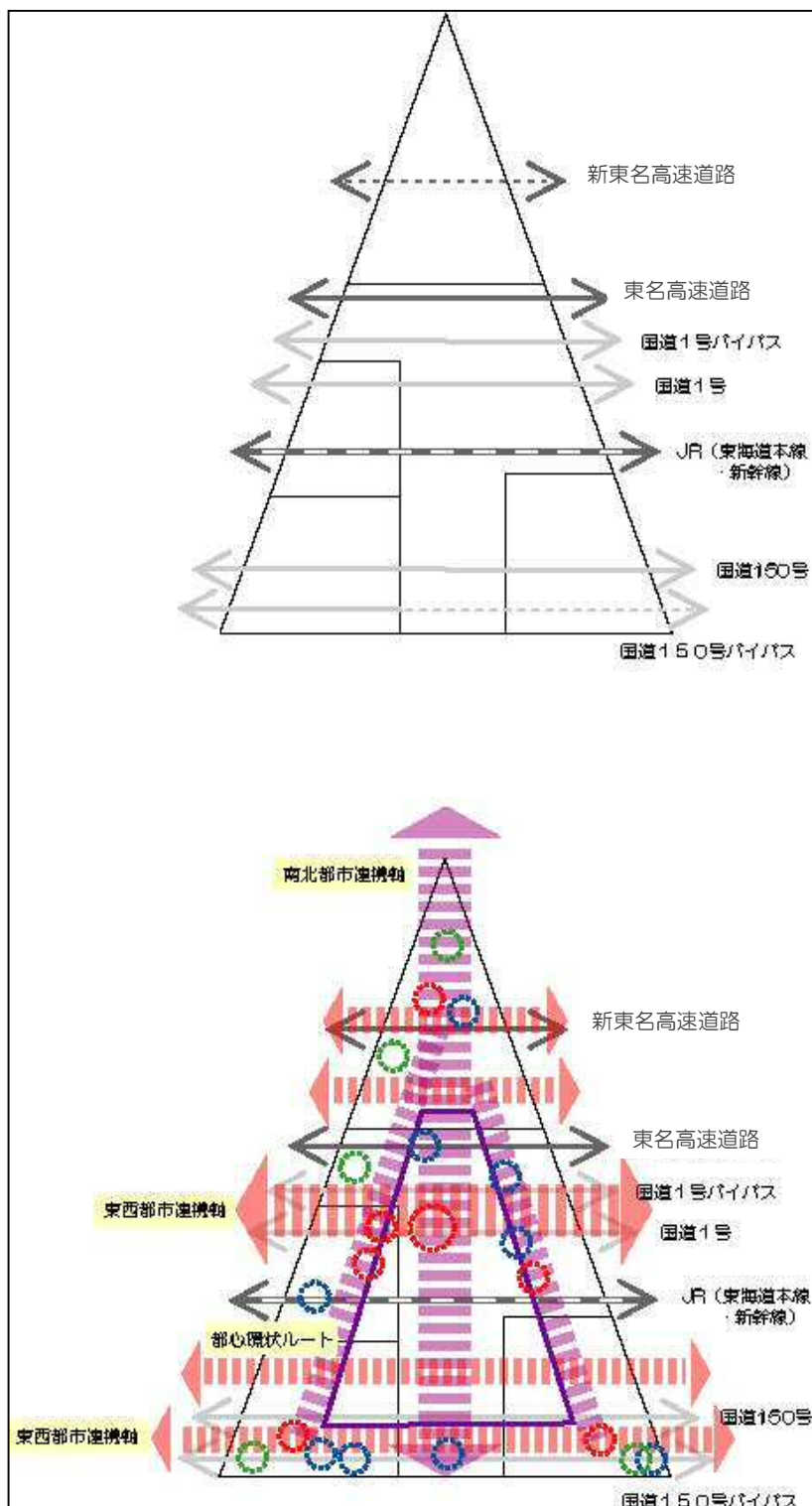
(1) 主要拠点の連携を強化するネットワーク網の構築

新市は、南北に長く、都市拠点が分散した構造となっています。

新市の中心に位置する磐田駅周辺の拠点機能を高めながら、各拠点とのネットワーク網の構築を図ります。

<幹線道路網計画の概要>

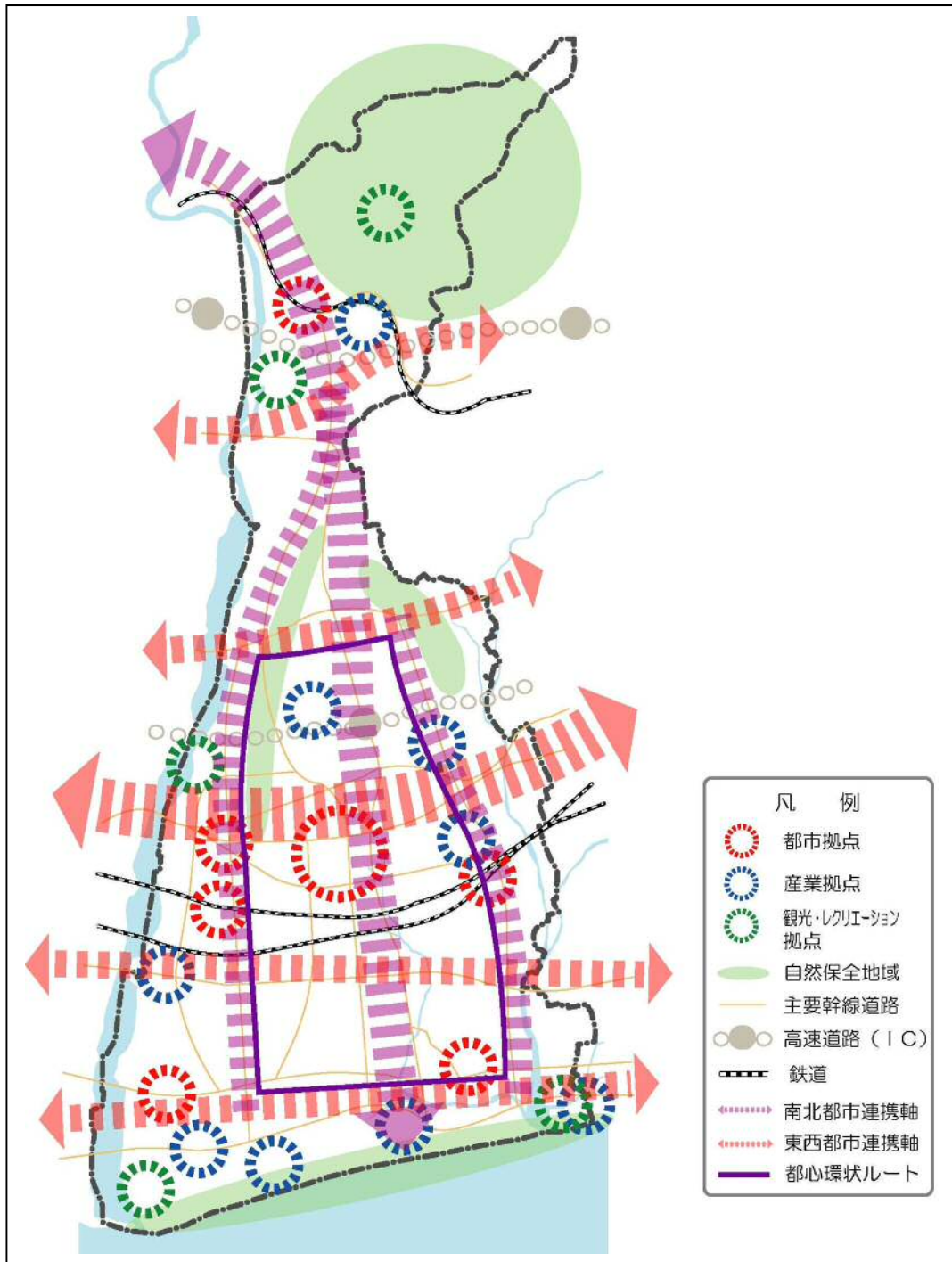
- ①南北中央都市連携軸の構築
- ②東西都市連携軸の強化
- ③南北都市連携軸の強化、南北都市連携軸及び東西都市連携軸を活用した環状ルート構築



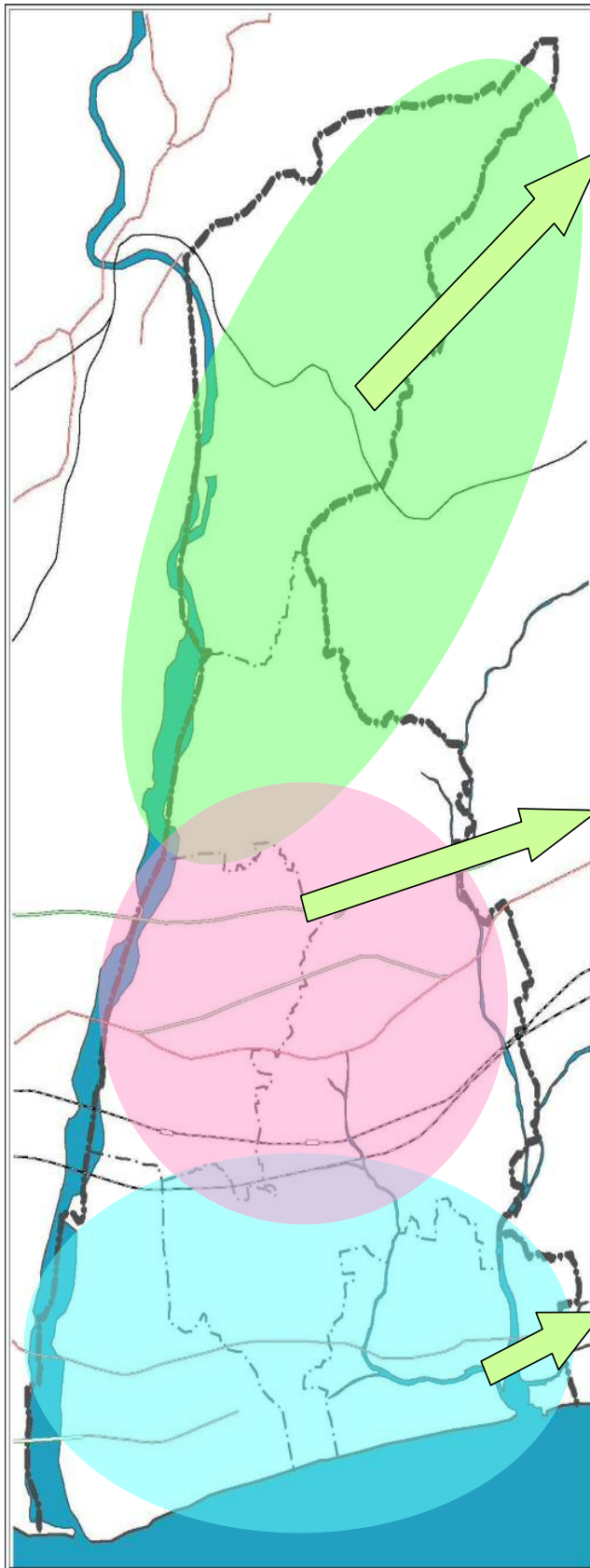
(2) 将来の土地利用方針

新市の都市構造を踏まえ、将来の土地利用方針を以下に示します。

- ①豊かな自然環境を守ります。
- ②多様な自然、豊富な資源、地域の歴史・文化を活かした地域づくりを推進します。
- ③経済基盤としての新産業の創出、観光レクリエーションなどの拠点づくりを目指します。
- ④企業誘致や人口対策など、計画的な土地利用を図るため、適宜用途の見直しを行います。
- ⑤合併後 15 年目に人口 20 万人の中遠地域の核となるまちづくりを目指します。



第5節 地域別整備方針



◆**北部エリア**（磐田北部・豊岡地域）
 豊富な森林資源や清涼な水辺資源を活かした多様なレクリエーション、アウトドアレジャー、環境学習機能などの拡充を進める。また、地域格差や人口減少、地域力衰退などの課題に対する居住・地域拠点の整備を推進する。

●**主要施策**

- ・新市の森・里山整備事業（保養、レクリエーション、体験学習）
- ・新市の自然体験や学習、研修の拠点施設としての総合センター整備事業
- ・コミュニティセンターなどの地域拠点の整備
- ・交通拠点整備と新市街地整備

◆**中央エリア**（磐田中央部・豊田地域）
 鉄道の交通結節点としての拠点機能を活かしながら、都市拠点としての機能強化や市街地整備を進める。また、磐田ICや広域幹線道路を活用できる立地を活かした新産業拠点の整備の他、創造的文化施設やシンボリック歴史拠点、スポーツ拠点などをネットワーク化した新たな交流拠点づくりを推進する。

●**主要施策**

- ・交通拠点整備と周辺開発事業（磐田駅、豊田町駅、御厨駅）
- ・新市の行政機能・施設の再編と福祉拠点の整備
- ・シンボリック歴史拠点の整備（国分寺史跡）
- ・新産業拠点の整備（磐田原台地開発事業）
- ・歴史・文化、スポーツなどの学習・交流拠点の整備
- ・自然共生型公園整備

◆**南部エリア**（磐田南部・福田・竜洋地域）
 遠州灘海岸・漁業資源を活かしたレクリエーション、アウトドアレジャーの拠点整備を進めるとともに、浜松圏域と御崎奇港などを結ぶ国道150号や整備中の同バイパスの磐南海岸線などの広域幹線道路を活かし、産業拠点としての拡充や新地場産業の育成を推進する。

●**主要施策**

- ・海洋レクリエーション・アウトドアレジャー拠点の整備・拡充（海洋海浜公園、国民宿舎改築、ふれあい漁港整備）
- ・地場産品ふれあい施設の整備
- ・風力発電など自然エネルギーの活用推進
- ・新地場産業の育成と工業地域の拡充
- ・雨水対策、海岸保全対策などの治水対策の促進
- ・救急医療病院などの施設や体制の確立

第5章 新市の施策

第1節 人と人が支え合い、人と自然が共生する生活環境づくり

1. 豊かな自然環境を育み活かすまちづくり（環境分野）

<基本方向>

新市は、北部の森林資源や南部の遠州灘の海岸、天竜川・太田川などの河川、桶ヶ谷沼・鶴ヶ池などの池沼など優れた自然資源と、海洋公園をはじめとした都市公園・緑地など優れた環境資源を有しています。こうした豊かな自然資源や都市環境を保全し、後世に残していくまちづくりを進めます。

また、地球環境との調和、自然との共生及び省資源・省エネルギー対策を進めるために、風力発電や太陽光発電といった自然エネルギーを積極的に導入し、地球にやさしいまちづくりの実現のために資源循環型社会の構築を目指します。

こうした環境対策は、住民一人ひとりの意識改革と実践が求められており、住民と行政が一体となって、自然環境を育み活かすまちづくりを進めます。

<施策の方針>

○環境資源の保全

自然環境との調和のとれた住環境を形成していくために、環境基本条例と環境基本計画を新市において新たに策定し、優れた環境資源の保全を総合的かつ計画的に進めます。また、優れた自然資源を後世に継承するため、生態系に配慮した保存や、自然とのふれあいや環境について学ぶ場として、水辺空間の整備や自然観察施設の整備を進めます。

○都市環境美化の推進

都市景観については、それぞれの地域にある自然や歴史・文化などの素材を活用し、個性を活かした景観づくりを進めるため、都市景観形成ガイドプランを作成するとともに、具体的な規制・誘導の方法や重点地区での事業推進に努めます。また、美しい都市景観を形成・維持できるように、アダプトプログラム（里親制度）によるまち並み、公園及び緑地の維持整備事業などを推進します。

また、地域の優れた自然資源である天竜川や太田川などをはじめとした新市全域における河川の水質浄化や不法投棄対策などを推進するとともに、美化運動や環境教育を通じて、都市環境美化の推進に努めます。

○省資源・省エネルギーによる地球環境対策への対応

地球環境対策のための省資源・省エネルギー対策として、風力発電・太陽光発電といった自然エネルギーの活用や雨水利用を促進するなど地球環境に配慮した事業を推進します。

また、廃棄物の減量化・再資源化のために、リサイクルへの取り組みを積極的に推進し、資源循環型社会の構築を目指します。さらに、電動アシスト自転車などのクリーンな交通手段への転換やバスなどの公共交通機関の利用を促すことで、環境への負荷の低減を目指し

ます。

○環境保全活動への支援

環境保全活動に多くの住民が自主的に参加できる環境情報の提供や、環境保全活動への支援を行い、行政と住民が一体となった環境保全への取り組みを推進します。

<新市が実施する主要な事業>

| 事業名 | 事業概要 |
|------------------------|--|
| 環境基本条例及び環境基本計画の策定 | 地域の将来にわたる環境や生態系の保全並びに住民の健康で安全かつ快適な生活を確保するために、環境基本条例や環境基本計画を策定する。 |
| 水辺空間整備事業 | 天竜川、太田川などの河川空間を利用し、水と親しめる環境とするための親水公園整備事業、緑道網整備事業、河川環境整備事業などを行う。 |
| 景観形成推進事業 | 都市景観形成に関する基本的な方針や方向などを示すガイドプランや公共サイン整備計画を策定する。また、景観形成重点地区での事業推進に努める。 |
| 新エネルギー活用事業 | 風力発電施設の活用、住宅用太陽光発電システム設置補助事業制度の創設など、新エネルギーの活用を促す事業を実施する。 |
| 自転車を活用した環境にやさしいまちづくり事業 | 健康的で爽やかな暮らし、生き生きしたふれあい活動が展開できるように、自転車利用のPR・啓発、レンタサイクル環境の整備、快適道路環境の整備、サイクリングロード整備など環境にやさしいまちづくりを推進する。 |
| 環境保全事業 | 磐田原斜面林周辺や里山の保全・活用、池沼周辺整備事業、海岸保全・活用や環境保全の啓発活動などの事業を通して自然環境の保全を行う。 |
| ごみ最終処分場建設事業 | 一般家庭から排出されるごみのうち、がれき類を埋立てするための最終処分場の建設を計画的に進める。 |
| ごみ処理施設整備事業 | ごみ処理量の増加及び現有施設の老朽化に対応するため、新施設の建設を計画的に進める。 |

2. やさしさ、ふれあい、安心のまちづくり（福祉・保健・医療分野）

<基本方向>

心身の健康の維持・増進は、住民一人ひとりが生き生きとした生活を営むための基本的な条件です。福祉、保健及び医療の連携により総合的な健康づくりを進めるとともに、住民の自立した健康づくり活動への支援をしていきます。

高齢者、障害者に対しては、心豊かに生きがいを持って生活するための福祉・介護サービスなどを充実させ、生き生きと暮らせる地域環境整備を進めます。

また、疾病構造の変化や高齢化などにより、病気をもちながら在宅で生活する人々が増えているため、慢性的な医療から緊急時の対応まで、総合的な高度医療体制の充実を図り、安心して生活できるように福祉、保健及び医療のネットワークの構築に努めます。

少子化の進行は、子どもを取り巻く環境の変化だけでなく、地域社会の活力低下など社会全体への影響が大きいことから、地域全体で取り組むべき重要な課題です。特に、女性の社会進出に伴う保育ニーズの多様化に応え、安心して子どもを産み育てることができる社会、子どもたちが健やかに育つ社会を構築します。

子どもからお年寄りまでだれもが安心して暮らし、人と人がやさしくふれあうことができるまちづくりを推進します。

<施策の方針>

○健康づくりの推進

住民の自立した健康づくりや疾病予防の推進を図るため、保健計画を策定し、総合的な保健施策を進めます。

○地域福祉の推進と地域参画

福祉・介護制度の効果的運用を図りながら、福祉サービス・介護施設などの充実に努めるとともに、地域住民が相互に支え合う仕組みづくりやその支援、また、核となる福祉拠点を整備します。また、高齢者や障害者の生きがい創出のための生涯学習の推進や、老人クラブ活動、健康づくり、リハビリテーションの充実、地域や子どもたちとの交流の機会の確保、就労支援などを進めます。

○医療環境の充実と高度医療体制の確立

新市として安心して暮らせるまちづくりを推進するために、市立総合病院の高度化（専門科の拡充など）や救急告示病院・診療所などを充実させるとともに、かかりつけ医（ホームドクター）や急患救急在宅医制度の一層の周知を図ります。また、急性期から慢性期までの一貫した医療体制を整備するため、市立総合病院を核とした市内の病院や診療所などを相互に連携するネットワーク網を構築します。さらに、南部地域の医療体制、特に救急医療体制の現状に鑑み、公共交通基盤の整備や地域保健医療計画などに基づいた救急医療病院などの医療施設や地域医療体制の確立を図ります。

○安心の子育て環境整備

新市における子育て環境整備については、多様な保育ニーズに応えるための保育メニュ

一の充実や女性の社会参加機会の増加に伴い、幼保一元化など幼稚園・保育所の受け入れ体制を拡充することにより、子育てしやすい環境整備を推進します。また、児童や家庭が抱えるさまざまな問題を解決するために、地域子育て支援センターや障害児施設・療育施設などのネットワーク体制を整備し、放課後児童クラブ、民間活力の活用、企業・地域における各種相談窓口、育児支援などの各種支援体制を充実させ、安心して子育てができる環境づくりを行います。

<新市が実施する主要な事業>

| 事業名 | 事業概要 |
|------------------|---|
| 保健計画の策定 | 平成15年の健康増進法の施行により、今後、国の新たな指針などが示されることに伴い新市の保健計画を策定する。 |
| 健康増進事業 | 住民の健康増進を図る各種事業を実施する。 |
| 地域福祉推進事業 | 地域住民がともに助け合い、支え合うための組織づくりや活動への支援を行う。地域福祉計画を策定し、地域福祉事業の充実を図る。 |
| 福祉拠点整備事業 | 子どもから高齢者までだれもが、さまざまな体験や活動を通して相互のふれあいや交流を深めることができ、高齢者や障害者などの社会参加の促進や地域福祉、ボランティア活動の推進などの拠点となる施設整備を図る。 |
| 高齢者予防事業 | 高齢者に対する寝たきり・痴呆対策などのための各種予防事業を行う。 |
| 地域医療体制整備事業 | 急性期から慢性期までの一貫した医療体制を整備するため、病院や診療所などのネットワーク網を構築するとともに、地域保健医療計画などに基づき、救急医療病院などの医療施設や体制の確立を図る。 |
| 保育所施設整備事業 | 保育所施設の老朽化、統合などに伴う整備・改修を行う。地域子育て支援センターなどとして活用できるように多機能化を図る。また、保育所については、民営化も含め体制の整備を図る。 |
| 児童館施設整備事業 | 児童館の創設や改修などにより、児童健全育成及び子育て支援施策の充実を図る。 |
| 乳幼児医療費助成事業及び予防事業 | 乳幼児医療費に対する助成や小児生活習慣病予防事業などの各種予防事業を行う。 |

3. 安全で安心な暮らしを守るまちづくり（消防・防災・防犯・交通安全分野）

<基本方向>

災害の危険性は増大・複雑化する傾向にあり、地域の状況に応じた消防施設整備や消防団員の対応能力の向上、消防団の環境整備を進めます。さらに、高齢化社会の到来とともに救急需要が増大する傾向にあることから、救急救命対策の充実を図ります。

震災や風水害などの自然災害については、地域防災計画に基づく防災体制の整備を図るとともに、予想される南海トラフ地震に備え、各種の地震防災対策を計画的に実施します。その際、近年の災害事例を参考に、行政、住民及び防災組織との役割分担を明確にしながら、その体制強化を進めます。

治山治水対策は、住民の生命と財産を守る上で、最も基本となるものです。河川などの改修については、県など関係機関の支援を得ながら、総合的な治山治水対策を引き続き実施します。

社会生活の目まぐるしい変化、住民意識の多様化、地域社会の連帯感の希薄化などにより、犯罪発生件数の増加、悪質・巧妙化及び低年齢化が進行しています。犯罪のない安全なまちづくりのために、地域ぐるみで防犯活動を展開します。

交通安全対策については、新市は東名高速道路、新東名高速道路、国道1号及び国道150号といった主要幹線道路が東西方向に通っており、県内でも交通事故の発生件数が高い地域であることから、過密化する車社会への対応を進めます。

消防・防災・防犯や交通安全対策については、新市として地域に居住する外国人も参加するさまざまな安全対策に取り組むことで、安全で安心な暮らしを守るまちづくりを推進します。

<施策の方針>

○消防・救急体制のネットワーク化と拡充

消防・救急活動については、消防団の育成、消防施設の整備拡充などによる消防力の強化を図ります。救急活動としては、どこに住んでいても救命救急医療が受けられるように、救急医療機関のネットワーク化とその拡充、搬送体制の充実、隊員の技術向上を図ります。

○地域防災体制の強化

地域防災については、新市としての地域防災計画を策定し、その計画に基づいた防災体制の充実、防災施設の整備、防災意識の高揚に努めます。また特に、自主防災会や災害ボランティアの活動が円滑に行えるように各種組織の育成・支援を積極的に行っていくとともに、公共施設や住宅をはじめとする民間施設の耐震化を引き続き促進します。

○住民の生命と財産保全のための継続した治山治水対策の推進

治山治水については、これまでも河川改修や森林保全・緑化推進、急傾斜地の崩壊防止などを実施していますが、今後は洪水ハザードマップの公表・周知による地域住民への啓発活動を通じ、適切な土地利用を誘導するなど、総合的な施策の展開を図ります。また、雨水貯留施設の設置や各家庭における雨水調整対策を積極的に推進します。

○地域が一体となった防犯対策の実施

安全な生活環境を維持するため、住民、警察、教育委員会、各種団体などとの連携を密にしながら、地域が一体となった防犯活動を促進するとともに、青少年が犯罪に巻き込まれないような指導や相談活動の充実、防犯灯の設置及び防犯意識の高揚などに努め、防犯まちづくりを推進します。

○交通安全対策の推進

交通安全については、地域の実情に合わせた道路交通環境や交通安全施設の充実といったハード対策と、交通安全運動や教育、意識啓発、交通事故相談などによる被害者救済といったソフト対策の両面から推進します。

○消費生活対策の推進

消費生活センターの設置を検討し、消費者への情報提供、消費生活相談の充実や消費者団体の活動支援を図るなど、一人ひとりが自立した消費者として行動できるように支援に努めます。

<新市が実施する主要な事業>

| 事業名 | 事業概要 |
|-------------|--|
| 消防施設整備事業 | 消防センター建設事業、耐震性貯水槽設置事業、消防自動車などの消防施設の拡充を行う。 |
| 地域防災計画の策定 | 新市の地域防災計画を策定し、防災体制、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策などの充実を図る。 |
| 防災対策推進事業 | 自主防災組織整備事業、防災訓練推進事業、防災意識啓発事業、消防団整備事業など、防災対策の向上に向けた事業を行う。 |
| 防災施設整備事業 | 防災無線整備事業、自主防災資機材更新事業など、各種防災施設の整備を行う。 |
| 公共施設の耐震改修事業 | 住民の生命、身体、財産の保護などを図るため、公共施設の耐震補強や改修を実施する。 |
| 建築物等耐震補強事業 | 建築物などの耐震補強事業を推進し、耐震化を促進する。 |
| 総合的治水対策事業 | 仿僧川流域総合的治水対策事業、排水ポンプ場建設、一雲済川改修関連事業など、総合的な治水対策事業を行う。 |
| 地域防犯活動事業 | 地域の住民が「地域の安全は地域で守る」という意識のもと、地域を挙げて取り組む自主的防犯活動を促進する。 |
| 交通安全施設整備事業 | 地域の実情にあった交通安全施設の整備拡充を行う。 |
| 交通安全対策啓発事業 | 交通事故の削減に向け、関係団体と連携を図り、幅広い年齢層への交通安全の各種啓発事業を実施し、正しい交通ルールの習得とマナーの向上を図る。 |
| 消費生活対策事業 | 自立する消費者を育成・支援するために、情報提供・相談業務の充実や、消費者団体との連携強化を図る。 |

第2節 魅力あふれ、人と人が交流する活力ある産業づくり

1. 魅力あふれる暮らしを支えるまちづくり（産業分野）

<基本方向>

当地域では、温暖な気候や恵まれた流通条件を活かして、水稲・茶・メロン・野菜・花き・畜産などの多彩な農業生産が営まれています。また、山間部では、杉、檜、松、コナラなどが植林され、豊かな森林資源を保有しています。さらに、シラスなどが水揚げされる福田漁港があるなど、新市は多彩な一次産業を営む環境を有していることから、これらの魅力を広く活用することにより地域の活性化を図ります。

しかし、これら一次産業は、就業者の高齢化・担い手の減少などといった問題を抱え、経営の継続が厳しい状況にあるため、高齢化対策や後継者の育成、規模の拡大、付加価値が高くブランド力のある特産品の開発、地産地消による新鮮で安全な農産物、水産物の提供や地場産品の新たな魅力の掘り起こしなど、次世代に向けたさまざまな施策を推進します。

一方、新市は別珍・コール天織布業といった地場産業や、輸送用機械器具、楽器、光技術関連産業などの製造業が盛んな地域です。長年に渡り蓄積された技術資源や、大規模な工業団地、東名高速道路といった優れた立地環境を活用し、次世代に向けて持続的な産業振興を進めます。

新市の中心に位置するJR磐田駅周辺の状況を見ると、かつて交通の要衝として栄えたが、モータリゼーションの進展やライフスタイルの変化に伴う社会経済環境の変化により、中心商店街の衰退、空洞化といった問題を抱えています。このため、都市基盤整備と併せ、にぎわいと活気のある都市空間の再構築を図ります。

また、従来の枠組みにとらわれない新しい発想のもと、魅力あふれる産業の創出を進めます。

<施策の方針>

○農林水産業の振興支援

農林水産業を取り巻く厳しい状況のなかで、生産者が安心して農林水産業に取り組める環境の整備が必要となることから、その手法として担い手となる後継者の人材育成や法人化・農地の集約化などにより経営の安定化を支援します。

また、森林、農地、漁場などの農林水産資源は、適正な管理のもと農業の多面的機能と併せて次世代に保存・継承していきます。

さらに、農業用道路・用排水路、林道などの基盤整備や地産地消、観光資源としての活用などの観点からも新市としての農業振興地域整備計画を速やかに策定し、長期的な展望に立った計画的な産業振興を行います。

○産業重点プランの策定

新市における商業、工業及びサービス産業については、現状を調査・分析し、今後目指すべき産業振興施策の基本方針を策定します。

○産学官連携や新産業創出

地域に蓄積された人材や技術資源に対して、新たな技術・事業を支援する産業技術研究支援センターの整備や、静岡産業大学をはじめ県内外の大学などとのネットワークを強化した産学官連携により、新たな起業の動きを支援します。また、企業誘致については、東名磐田 I C や遠州豊田 S I C、整備中の新東名 S I C などを活用した拠点整備に取り組むとともに、スポーツ関連産業や環境産業など成長産業の企業誘致に心掛け、地球環境への取り組みを進めるなかでリサイクルネットワーク網を構築し、持続的発展が可能な新たな産業拠点の形成を目指します。

○既存産業の機能転換、独自ブランド化による再生

地域資源の発掘と育成により、地域独自のブランドを創出し、他地域にない新市の魅力を全国に発信します。例えば、別珍・コール天産業などの日本で唯一の産地としての技術資源、輸送用機械器具製造業から広く派生するものづくり技術といった蓄積された技術資源を活用し、異業種との技術融合を進め、新商品開発、他分野への転換といった再生の動きを支援します。

○駅前商店街の振興と歩行者が快適に暮らせるまちづくりの両立

にぎわいのある駅前商店街のためには、商業活性化の中心的役割を担う事業者の発掘、指導育成並びに後継者の養成、リーダーづくりが必要です。商工会議所や商工会などとの連携のもと、事業者の経営指導・診断体制の充実による経営の近代化、各種融資制度の拡充により個別事業者の創出・強化を図ります。

特に中心市街地においては、都市基盤整備を進めるなかで、拠点性を高めながら、子どもからお年寄りまで歩行者のだれもが安心して快適に暮らせる都市空間の創出を図り、商店街の魅力づくりを促進します。

<新市が実施する主要な事業>

| 事業名 | 事業概要 |
|----------------|---|
| 農業振興地域整備計画の策定 | 新市における基盤整備や地産地消の推進など、体系的に農業振興を進めるための農業振興地域整備計画を策定する。 |
| 地場産品ふれあい施設整備事業 | 学校給食への農産物の供給や地元小売店との協働、また食育などの観点からも地域の農産物や水産物を地域で消費する地産地消システムの構築を図り、その拠点となる道の駅や地場産品直売所の整備拡充を行う。 |
| 後継者育成事業 | 農林水産業に意欲がある担い手が、安定的で効率的な経営を実現するために、経営改善計画の認定制度による支援を行うとともに、企業経営体として展開できる生産者組織の育成、支援を図る。 |

| | |
|------------------|--|
| 林道開設事業 | 森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、資源の循環利用を重視した森林整備として、林道網を整備することにより森林施業を効果的に行うとともに、生活道路として活用を図り、林業生産基盤や生活環境基盤の向上を図る。 |
| 農業農村整備事業 | 農業振興を図る地域において、集落と圃場区域、圃場区の相互間の農業用道路や用排水施設を整備することにより、農業生産基盤や農村環境基盤の向上を図る。 |
| グリーンツーリズム事業 | 都市住民などが滞在しながら、農林水産業体験ができる環境や施設の整備を進め、農林水産業に対する理解を深めてもらうとともに、地域の活性化や新たな就業機会の創出を図る。 |
| 農林水産・産業振興イベント事業 | 地域の農産物や水産物を地域内外に周知するとともに、生産者と消費者のふれあいの場である農林水産祭りや、既存の中小企業の技術力の強化と高度化を促進し、営業力の強化を図るための産業祭りなどを実施する。 |
| 産業技術研究支援センター整備事業 | 新たな技術や事業及び創業支援を図り、産学官連携による新産業の創出などのための拠点施設を整備する。 |
| 新産業誘致促進事業 | バランスのとれた産業振興を図るため、新産業の創出を図る誘致施策を検討する。また、創業者支援事業として、新分野への進出や新規事業の創業を促すため、創業者支援策を実施する。 |
| 産業拠点整備事業 | 東名磐田 I C や遠州豊田 S I C、新東名 S I C を活用した一帯を産業や交流などの集積地とするため、企業誘致を推進する。 |
| 地場産業改革推進事業 | 別珍・コール天産地改革推進事業など、輸入製品や他産地産品より高品質で付加価値のある新たな産地固有の商品づくりや販路の開拓を積極的に行うことによって、企画提案型産地への転換を推進する。 |
| 商店街振興支援事業 | 各商店街の機能強化を促進するとともに、文化・交流・福祉などの充実により中心市街地の吸引力を高める。また、各個店における自慢商品開発の支援や、大型店では得られないサービスの向上を図る指導を行い、観光資源とのネットワークを図り、商店街の存在価値を高める支援を行う。 |

2. 新しい出会いを生み出すまちづくり（観光分野）

<基本方向>

新市は、旧見付学校、スポーツ交流の里ゆめりあ、海洋公園・オートキャンプ場、昆虫自然観察公園、国民宿舎遠州ふくで荘、香りの博物館、新造形創造館、豊岡総合センター、とれたて元気村などの公的施設だけでなく、遠江国分寺跡、福田漁港、獅子ヶ鼻公園、梅園、遠州灘、天竜川などといった自然資源、歴史・文化資源、産業資源など、多くの資源を有しています。

また、遠州大名行列や熊野の長藤まつりなど、各種観光イベントが開催されています。

新市としては、これらの観光イベントの開催を支援するとともに、自然、歴史、各種イベントなどの観光資源を有効に活用しながら、情報発信のために道の駅を整備するなど、産業やスポーツなどとあわせて新しい出会いを生み出す観光のまちづくりを推進し、交流人口の増加を図ります。

<施策の方針>

○観光振興ビジョンの策定とネットワーク化

地域全体を捉えた観光振興ビジョンを策定し、水や緑、歴史・文化などの観光資源のネットワークを構築し、周遊できる新たな観光資源としての活用を図り、地域内外に情報発信します。

○住民参画・民営化・運営の効率化による集客可能な地域資源の経営改善

地域が持つ集客可能な地域資源については、民営化・運営の効率化による経営改善を行うとともに、NPO、ボランティア、一般住民が参画することにより、心のふれあう、持続的な運営を目指します。

<新市が実施する主要な事業>

| 事業名 | 事業概要 |
|-----------------|---|
| 観光振興ビジョンの策定 | 観光事業の展開方策、集客施設の魅力向上やネットワーク化など観光振興を図るための観光振興ビジョンを策定する。 |
| 観光協会との連携 | 観光施策を円滑に運営していくため、観光協会の拡充を図るとともに、連携強化に努める。 |
| 観光イベント事業 | 四季を通じた花情報の発信や、各種イベントの開催を通じて交流人口の拡大を図るとともに、融和と活気を生み出す新たなイベントを実施する。 |
| グリーンツーリズム事業との連携 | 海や川、森林、農地などを活用し、都市住民が農山漁村滞在型余暇活動を体験できる環境を整備し、出会いの場を創出して、交流人口の拡大を図る。 |
| 観光施設整備事業 | ふれあい漁港、海洋公園などの整備拡充を図り、観光施設としての機能を整える。国民宿舎については、改築整備とともに運営方法の検討を行う。 |

第3節 生き生きと学び、心豊かな人を育むまちづくり

1. 可能性と創造力を高めるまちづくり（教育分野）

<基本方向>

少子化による児童・生徒の減少が進むなか、変化の激しいこれからの時代を生き抜いていく豊かな人間性や、可能性と創造力を持った人材の育成や都市化・高度情報化・国際化への対応など、学校教育の充実がますます重要なものとなっています。また、幼稚園教育・義務教育・高等教育・障害児教育それぞれの環境の充実を図ることが必要となっています。その際、義務教育については、合併を契機として、必要があれば学区割りを見直し、統廃合を視野に入れた検討を行います。加えて、学校週5日制や新学習指導要領の導入などによる教育制度の変革への対応についても検討します。さらに、幼稚園についても経営の効率化などを図ります。在住外国人の増加に伴い、外国籍の不就学児童・生徒への対応や障害児教育などを推進します。

また、社会環境の変化により、生涯を通じた学習意欲や生きがい、自己実現がますます重要なものになっています。今後は、単に知的好奇心を満足させるだけでなく、地域へ還元するシステムづくりを進め、住民が主体的に生涯学び続けることができる環境の整備を推進します。

一方、家庭や地域社会など青少年を取り巻く環境の変化により、青少年の精神的不安定、青少年犯罪の低年齢化などが社会問題化しています。青少年が心豊かで活力に満ち、社会の変化に柔軟に対応できる資質と意欲を持てるように、地域に根ざした青少年育成活動を推進します。

<施策の方針>

○学校教育の充実

施設・設備の老朽化や耐震対策、少人数学級、外国語指導助手の充実などについて対応し、地域の資源を活かした特徴ある学習環境の向上を図ります。また、さまざまな差別をなくすための人間尊重を基盤とした人権教育の推進や、心身障害児生徒、外国人の不就学児童生徒などの受け入れ態勢の強化を図り、“創造力の育成”“地域に開かれた学校”を目指します。加えて、各種研修を実施することにより教師としての資質の向上を図ります。

さらに、合併に伴う学区割りの見直しや統廃合については、地域間格差の是正に配慮し、必要に応じて検討します。

○生涯学習の充実

住民が、いつでも自発的に学ぶことができるように、各ライフステージにおける学習プログラムや施設の充実を図ります。例えば、新市北部の森林資源を活用し、自然観察による体験学習を行うといった地域の資源を活用した生涯学習プログラムの実施を推進します。

○青少年の健全育成

健全育成活動と非行防止活動の両面から、家庭、学校及び地域社会が一体となった青少年の健全育成活動を実施し、また、少年補導センター機能の充実を図るため、少年サポートセ

ンターをはじめとする関係機関との連携を密にして、青少年犯罪を未然に防ぐとともに、有害な環境の浄化活動を推進します。

＜新市が実施する主要な事業＞

| 事業名 | 事業概要 |
|--------------|---|
| 学校施設整備事業 | 老朽化に伴う小中学校の建替・改修整備事業と、耐震診断を実施し、耐震補強計画に基づく耐震補強工事を実施する。 |
| 教育体制の充実 | 心豊かな児童・生徒を育むために、35人学級や外国語指導助手（ALT）の拡充、不就学児童・生徒への対応や障害児教育などをはじめとする教育体制の充実を図る。 |
| 魅力ある学校づくりの支援 | 時代の変化に主体的に対応しながら、地域の特性を活かした体験学習や総合学習の推進、地域との交流の推進、教育相談体制の充実、学校評議員制度の充実などを図る。 |
| 幼稚園改革事業 | 施設の老朽化解消のための整備事業や子育て支援事業の実施、経営の効率化や運営の弾力化など時代のニーズに対応するため、幼稚園を統廃合するなどの改革に取り組む。 |
| 生涯学習推進事業 | 住民自ら多様な生涯学習活動に取り組める環境の整備を推進する。また、公民館、図書館などの生涯学習施設の整備拡充を行う。 |
| 青少年健全育成事業 | 家庭や学校、地域社会が相互に連携した各種の青少年健全育成事業を実施する。 |

2. 感性と心身を育むまちづくり（文化・スポーツ分野）

＜基本方向＞

これまで当地域では、住民参加による芸術祭、こどもミュージカル、こども劇団や竜洋フェスティバルオーケストラ、また、ガラス・金属造形などをはじめとする創作活動など各種文化活動が行われてきました。新市になっても、こうした活動への幅広い住民の参加や多様な文化活動の機会の創出、他地域への文化発信などのための情報発信を積極的に行います。

また、最近では体力や健康に対する関心が高まり、磐田スポーツ交流の里ゆめりあをはじめとするスポーツ施設などにおいて、気軽に楽しめるレクリエーションスポーツやウォーキング、ジョギングなどを楽しむ住民が増えています。新市は、プロサッカーチーム「ジュビロ磐田」のホームタウンであり、ハード・ソフト両面にわたり、全国に誇ることのできるスポーツ資源を有した地域です。こうしたスポーツ資源を活かしたまちづくりを展開します。

このような文化活動への支援やスポーツ振興などを通して、感性と心身を育むまちづくりを推進します。

さらに、新市の歴史資源である遠江国分寺跡、新豊院山古墳群、御厨古墳群、元島・塩口遺跡などの史跡や、熊野の長フジなどの天然記念物、見付天神裸祭や掛塚屋台祭り、遠州大念仏などの無形民俗文化財、堂山古墳の埴輪、敷地の銅鐸といった埋蔵文化財など、保護・継承されてきた歴史的・文化的遺産も数多く残されています。

これら文化財については、これからも大切に後世へ伝えていくまちづくりを行います。

＜施策の方針＞

○文化のまち“磐田”の創出

文化振興の基本となる文化振興計画を策定し、地域ごとの特徴を活かしつつ、統一的な文化振興施策を推進します。

また、計画に基づき文化施設の整備や各種文化振興事業を行うとともに、文化活動への参加を広く地域住民に呼びかけ、さらなる活性化を図っていきます。文化施設を舞台とした活動だけでなく、この地域の豊かな自然資源・環境資源を活かしながら、文化活動環境を相互に情報発信し、ネットワーク化させ、広く住民が参画できるような環境を整えます。

○歴史遺産の保全と活用

ふるさとを愛し、心の潤いを培うため、新市の多くの文化財が広く住民に活用されるよう、史跡の整備や天然記念物の養生、祭りの継承などのあり方について検討するとともに、これらの歴史遺産の整備と愛護啓発を図ります。

○スポーツを活かしたまちづくり

既存のスポーツ施設に加え、引き続き施設の整備・充実とともにスポーツ指導者の養成・確保などを図ることにより、優れたスポーツ環境を創出し、スポーツ人口の拡大と活動の定着を進めながら、住民の健康増進を図ります。そのためにも、体育協会事業などの支援や大学・プロスポーツ界などとのネットワーク化を図ることで、総合型地域スポーツクラブを育成し、住民が生涯にわたってスポーツを楽しむことができるような環境を整えます。さらに、

全国的に知られたジュビロ磐田のネームバリューを活かし、“磐田ブランド”を確立させるためにも、スポーツのまちづくりを推進します。

＜新市が実施する主要な事業＞

| 事業名 | 事業概要 |
|---------------|---|
| 文化振興計画の策定 | 文化振興施策を体系的、統一的に実施し、地域間格差の解消と地域ごとの特色を活かした文化振興の基本となる計画を策定する。 |
| 文化振興事業 | 住民の文化の向上を図るため、優れた芸術文化に触れる機会や住民の文化・芸術の活動の場を増やすなど、各種文化振興事業を行う。 |
| 総合センター整備事業 | 利用者のライフスタイルの変化、価値観の多様化などにより、さまざまな要望に対応するため、多種多様な研修や学習を行うことのできる施設を再整備する。 |
| 歴史文化保存整備事業 | 各地域の史跡保全、遺物展示、郷土資料、祭り、市史編纂などの歴史文化の保存、継承及び学習に係る事業を行う。 |
| スポーツ振興事業 | 総合型地域スポーツクラブの育成や活動に対する助成を行う。 |
| スポーツ施設整備事業 | 増大する施設利用のニーズへの対応を図るため、各地域の社会体育施設などのスポーツ施設の整備拡充を図る。 |
| 学校グラウンドの芝生化事業 | 子どもたちが安全に楽しく、スポーツができる環境づくりを促進するため、教育効果や体力向上、砂塵の飛散防止などが期待できる小中学校のグラウンドの芝生化を行う。 |

総合型地域スポーツクラブ：生涯スポーツ社会を実現するため、子どもからお年寄りまで幅広い年齢の人々が、さまざまなスポーツを楽しむことができる団体。スポーツ面にとどまらず、青少年の健全育成や地域の連携強化などの効果も期待される。

3. みんなで創る住みよいまちづくり（地域振興分野）

<基本方向>

豊かな暮らしを享受するためには、行政サービスだけではなく、ボランティアやコミュニティ活動の支えがなければ成り立ちません。「自分たちの“まち”は自分たちで創る」という自治意識を高め、まちづくりの基盤であるコミュニティ活動の充実を在住外国人も含めて図っていく必要があります。

当地域では、自治会・各種団体・公民館を拠点としたまちづくり活動をはじめ、最近では、NPOやボランティアによる活動も活発化しつつあります。その一方で、都市化の進展、ライフスタイルの多様化、高齢化の進行などから、地域における連帯意識の希薄化が指摘されているため、さらなるコミュニティの強化に努め、イベントなどを通じて新市全体の交流や活性化を図り、住みよいまちづくりを目指します。

<施策の方針>

○住民主体によるコミュニティ形成

地域の多様なニーズに対応し、新市のまちづくりの担い手となる人材を育成するとともに、地域の活動拠点を整備します。また、住民主体による地域づくり活動や、NPOなどの住民活動団体によるコミュニティビジネスへの支援や情報提供に努め、人との出会いを大切にした住みよいまちづくりを目指します。

<新市が実施する主要な事業>

| 事業名 | 事業概要 |
|---------------|--|
| 人材育成事業 | まちづくりサポーター育成事業など、新市のまちづくりの担い手となる人材を育成する事業を展開する。 |
| 地域振興イベント支援事業 | 地域コミュニティを推進するため、教育・文化・福祉・農林業・商工業・観光などの各分野が連携し、住民の心を一つにするような住民主体の各種イベントを支援する。 |
| コミュニティ活動拠点の充実 | 住民主体のまちづくりを推進するため、自治会やNPOなどの活動拠点となる公会堂・コミュニティセンターなどの整備拡充を図る。 |
| 地域づくり支援事業 | 地域づくりに対する各種事業を展開する自主的な団体を支援する。 |
| 地域振興基金造成事業 | 地域コミュニティを推進するため、各種ソフト事業への支援に活用する目的で地域振興基金を造成する。 |

NPO：利潤追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する営利を目的としない組織・団体の総称。民間非営利団体、民間公益組織など。

コミュニティビジネス：地域住民が主体となって地域の問題に取り組み、課題を解決していくビジネスのことで、「地域性、社会性」＋「自立性、事業性」を両立させた活動による小規模ビジネス。

4. 世界とともに歩む、多文化共生のまちづくり（国際交流分野）

<基本方向>

国際化が進展するなか、国際交流への対応はますます重要になってきています。友好都市・姉妹都市提携や交換留学生事業、在住外国人との芸術・文化交流など幅広い交流が行われています。

また、在住外国人の増加も目覚ましいことから、日常生活における相互理解と交流の促進を図り、だれもが暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

<施策の方針>

○国際交流の推進

友好都市や姉妹都市との交流については、これまでの交流を基盤におきながら、住民レベルでの文化交流など新たな交流の展開を支援します。

○多文化共生のまちづくり

在住外国人のなかには、言葉や文化、生活習慣の違いにより、地域に溶け込めないこともあることから、駅や公的な施設などの人の集まりやすい場所を中心に、暮らしに必要な情報提供や相談窓口の設置など生活支援の充実を図ります。また、異なる文化や価値観をお互いに理解し、支え合うことにより、外国人も日本人も暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

<新市が実施する主要な事業>

| 事業名 | 事業概要 |
|------------|---|
| 国際交流事業の推進 | 小・中学生や高校生などの海外派遣や交換学生事業、姉妹都市提携を推進し、国際社会で活躍できる人材育成や交流推進事業を実施する。また、地域に居住する在住外国人が暮らしやすいように環境を整備するとともに、交流を深める事業を推進する。 |
| 国際交流協会への支援 | 国際交流協会が実施する各種交流事業を支援するとともに、活動拠点を整備し、多文化共生社会の実現を目指す。 |

5. お互いを尊重し、責任を分かち合えるまちづくり（男女共同参画分野）

<基本方向>

本格的な少子・高齢社会を迎え、活力ある新市として発展するためには、あらゆる分野において、だれもが個性と能力を十分に発揮できる社会を築くことが大切です。当地域ではこれまで、男女がともに豊かに生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向けて、施策の方向性を明らかにしながら、総合的かつ効果的に推進してきました。

新市としても、こうした取り組みをさらに拡大、充実させ、お互いを尊重し、責任を分かち合える男女共同参画のまちづくりを目指します。

<施策の方針>

○地域が一体となった男女共同参画社会の推進

男女共同参画に関する認識をさらに深め、地域子育て支援センターの整備などハード・ソフト両面から女性が社会で活躍できる環境を充実させるとともに、家庭・職場・学校・地域社会などあらゆる分野で、男女がともに参画できる調和のとれた社会の実現を目指します。

<新市が実施する主要な事業>

| 事業名 | 事業概要 |
|-------------|--|
| 男女共同参画社会の推進 | さまざまな分野の活動に男女がともに参画し、お互いに個性と能力を発揮し、生き生きと生活できる男女共同参画社会の実現を図るため、男女共同参画推進条例を制定するとともに、活動や交流の場となる拠点を整備する。 |

第4節 安全で快適な暮らしを支える都市・生活基盤づくり

1. 均衡ある発展と魅力あふれるまちづくり（都市基盤整備分野）

<基本方向>

当地域は国土利用計画に基づき、均衡のとれた発展を図ることを基本理念として、計画的な土地利用に努めてきました。また、国土利用計画に則しながら、都市計画に関するまちづくり計画として都市計画マスタープランを各地域でそれぞれ策定し、計画的な土地利用の誘導を図ってきました。

今後は、新市として一体となった土地利用の実現を図り、20万人の人口を目標に、自然環境との共生や災害対策を考慮し、バランスのとれたまちづくりを進めます。

また、道路・交通インフラとしては、広域幹線道路としての国道1号、同バイパス、国道150号など、東西方向軸を中心に整備されています。加えて、東名磐田ICや遠州豊田SIC、新東名SICの整備により、交通ネットワークも強化されつつあります。こうした広域幹線道路に加え、新市の各拠点をつなぎ地域内ネットワークを構築する東西軸や南北軸の道路網を整備し、均衡のとれた社会基盤整備に努めます。

市街地整備については、JR磐田駅やJR豊田町駅、JR御厨駅周辺の土地区画整理事業などにより、居住環境の向上、交通拠点としての機能強化、交流やにぎわいの場づくりに引き続き取り組みます。また、市街地周辺部においては、公共施設の整備や土地の高度利用を目的とした健全な市街地形成を進めます。

このような土地利用計画や各種社会基盤整備を通して、均衡ある発展と魅力あふれるまちづくりを推進します。

<施策の方針>

○調和のとれたまちづくり

新市の土地利用計画については、農・工・住・商・遊の調和のとれた将来の都市構造を想定した国土利用計画を策定し、広く住民の参画を図りながら、地域特性を踏まえた新たな都市計画マスタープランを策定します。

また、地域の実情や住民などの意見を考慮し、必要に応じて都市計画の見直しを行います。

○継続した市街地整備の推進

市街地整備については、地域の拠点整備としての課題の解消や、居住環境の向上、公共交通機関の利便性の向上、交通機能の強化、にぎわいの創出、公共施設の整備、土地の高度利用などを目指し、均衡ある新市の発展に向けて、継続的に総合的かつ計画的なまちづくりを推進します。

○均衡ある発展を支える社会基盤整備

道路・交通インフラについては、東西・南北幹線道路などの整備により、地域の骨格を整えるとともに、生活道路は交通弱者も安心して利用できるように、人に優しいまちづくりを進めます。また、交通拠点については、鉄道、バスなどの公共交通機関との連携を深め、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインに基づいた整備を推進します。さらに、福田漁港

については、漁港としての機能だけでなく、災害時の救助船の受け入れ拠点として利用するなど、海上交通ネットワークの構築に向けた活用を進め、磐田 I C との連携により災害時への対応の強化を図ります。

＜新市が実施する主要な事業＞

| 事業名 | 事業概要 |
|----------------|--|
| 国土利用計画の策定 | 新市の国土利用計画新市計画を策定する。 |
| 都市計画マスタープランの策定 | 新市の都市計画マスタープランを策定する。 |
| 街路整備事業 | 都市計画道路の整備や、電線地中化、沿道緑化などの街路の整備向上を図る。 |
| 新市街地開発事業 | 土地区画整理事業、地区計画、大規模既存集落整備事業などの実施により、新市街地の整備を図る。 |
| 交通ターミナル・周辺開発事業 | 交通ターミナルの機能強化と拠点性を高める周辺開発事業を実施する。 |
| 道路新設・改良事業 | 高木大原線や（仮）大藤下神増線などのような地域間格差を是正し、地域間の交流を促す道路の整備・拡充を図るとともに、地元要望に対応し、側溝や舗装などの生活道路の改良を実施する。 |

2. 住んで誇れるまちづくり（生活基盤整備分野）

<基本方向>

上水道については、老朽管、石綿管の布設替えや、緊急時対応が課題となっています。また、地域内には一部未供給地区があるため、こうした課題への対応に努めます。

下水道については、新たに新市としての下水道事業計画を策定し、市域全域の汚水処理に向けて、計画的に整備を行います。

高度情報化に向けた情報処理については、地域住民に直接関わる保健、福祉、教育、文化、防災などの各種事業分野において、今後も住民サービスの向上のために、OA化やネットワーク化、防災行政無線などの情報システムを活用することで、生活基盤整備を推進します。

さらに、公園や緑地などを整備・充実させることにより、生活環境の向上に努め、住宅については、社会情勢の変化や住宅ニーズに対応しつつ、良質な住宅ストックの形成や居住水準の向上を図り、住んで誇れるまちづくりを展開します。

<施策の方針>

○安定した水の供給

上水道事業については、新市の水道事業計画を策定し、計画に基づき安心して飲むことができる水の安定した供給を継続し、未給水地区の解消に努めます。

○生活排水処理対策の推進

下水道については、新市の下水道整備計画を策定し、整備するとともに、合併処理浄化槽の設置など地域特性に合わせた生活排水処理を実施します。

○地域情報化の推進

情報化については、情報ネットワークの確立のためにさらなる基盤整備を進め、地域情報化の推進と公共施設や大学などの主要施設とのネットワークの構築を目指します。加えて、学校や生涯学習などにおける情報教育の充実を図り、住民が積極的に利用できる体制づくりと人材の確保を図ります。

○生活環境の向上

緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための緑の基本計画を策定するとともに、都市公園などの整備を図り、生活環境の向上を図ります。

○住宅供給の推進

市営住宅については、老朽化した住宅の建て替えや既存住宅の整備・改善を計画的に推進するとともに、民間住宅の適切な更新を誘導し、少子・高齢社会に対応した良質な住宅ストックの形成に向けて、住宅供給を推進します。

<新市が実施する主要な事業>

| 事業名 | 事業概要 |
|-------------|--|
| 上水道事業 | 老朽管更新事業や配水場建設などによる安定した水の供給と、未給水地区解消事業などにより、上水道の整備拡充を図る。 |
| 生活排水処理対策 | 地域の実情に合わせ、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水などを組み合わせた効率的な生活排水処理対策を実施する。 |
| 情報基盤整備事業 | 地域イントラネット基盤施設整備事業やCATV(ケーブルテレビ)の設置・運用などにより、高度情報化社会への対応を図る。 |
| 緑の基本計画の策定 | 都市緑地保全法の規定に基づき、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため基本計画を策定する。 |
| 公園整備事業 | 都市公園などの整備拡充を図り、市街地緑化の向上、憩い空間とふれあいの場の確保を行う。 |
| 市営住宅建替・改善事業 | 狭小で老朽化が著しい既存の公営住宅を対象とした、居住水準の向上改善を図る建替・改善事業を行う。 |
| 自主運行バス事業 | 既存のバス交通をネットワークさせ、バス交通空白地帯の解消、広域化に伴う運行効率の向上、利便性の向上を図り、高齢者や子どもなどの交通弱者に対する公共交通基盤の拡充を図る。 |

地域イントラネット：インターネットの技術を利用した、地域内の情報通信網。電子メールやブラウザなどで情報交換を行い、情報の一元化・共有化を図る。学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワーク。

第5節 創造と協調、開かれた新市の土台づくり

1. 自由と自己責任のまちづくり（住民参画分野）

<基本方向>

新市のまちづくりは、多様な住民ニーズに対応するため、住民との相互の信頼と役割分担によるパートナーシップを確立し、住民と行政が協働して取り組む必要があります。

そのため、情報公開をより一層推進するとともに、住民参画による政策形成・合意システムを確立させ、自由と自己責任のまちづくりを展開します。

<施策の方針>

○パートナーシップの確立

住民参画による政策形成や合意システムを確立するとともに、「住民自らが地域を考える」住民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

○情報公開などの推進

情報公開・情報提供を積極的に行い、情報の共有化を推進します。

<新市が実施する主要な事業>

| 事業名 | 事業概要 |
|---------|--|
| 住民参画の推進 | 住民参画を推進するための基本指針を策定するとともに、情報公開の徹底と政策形成過程への住民参画を推進する。 |
| 住民参画事業 | 住民自らがまちづくりに参画するアダプトプログラム（里親制度）を推進する。 |

アダプトプログラム：アダプトは「養子縁組する」の意で、アダプトプログラムは「里親制度」と訳される。ボランティアとなる住民が里親となって道路、公園などを自らの養子とみなし、定期的に清掃・美化などを行って面倒を見るやり方のことをいう。行政側は、清掃道具を提供するなど、ボランティア活動のサポートを行う。

2. 効率化と健全財政を確立するまちづくり（行財政改革分野）

<基本方向>

財源の根幹をなす地方税収入である個人住民税は、少子・高齢化や人口減少により、大幅な増加を見込むことは難しい状況にあります。また、法人住民税については、好不況の影響を受けやすい状況にあります。そのため限られた財源で、最大の効果を生むような行政運営を心がける必要があります。

健全財政と行政改革を進め効率化を図るとともに、地方分権の進展による国・県からの権限移譲や高度で多様化する住民ニーズに的確に対応できる専門知識を有する職員を育成することにより、自治能力の向上を目指します。

合併を契機とした行政の効率化と健全財政を確立するまちづくりを展開します。

<施策の方針>

○合併を契機とした行政の効率化と政策能力を持った職員の育成

行政サービスの拠点となる本庁舎及び支所については、既存の各施設を最大限活用しながら、組織の統合や行政機構の見直しを図り、新市としての定員適正化計画を策定し、地域の実情に合わせた弾力的な人員配置に努めるとともに、職員数の削減に取り組みます。

また、事務機構・事務分掌の見直しや、日常事務処理の合理化、電子自治体への対応などにより、効率化・迅速化を図ります。

加えて、行政ニーズの多様化・高度化に対応するため、職員研修などを通じて職員の専門性の向上や、能力の向上に努めます。

○健全な財政運営と説明責任の明確化

効率的な行政経営を実現するために、産業の振興、雇用機会の創出などの各種施策を展開して新たな財源の確保に努めるとともに、合併効果を高めるために人件費、物件費、維持管理費など、住民一人あたりの行政経費の削減を目指します。また、合併の効果や事業効果、重要性・緊急性などに基づいた中・長期的な見通しに基づき、民間委託やPFIなどのアウトソーシング（外部委託）を積極的に活用し、健全な財政運営を心がけます。

また、行政評価システムを導入し、成果重視の効率的な行政運営を図るとともに、政策や施策、事務事業の目標や成果を住民にわかりやすい形で示すなど、行政としての説明責任を果たすように努めます。

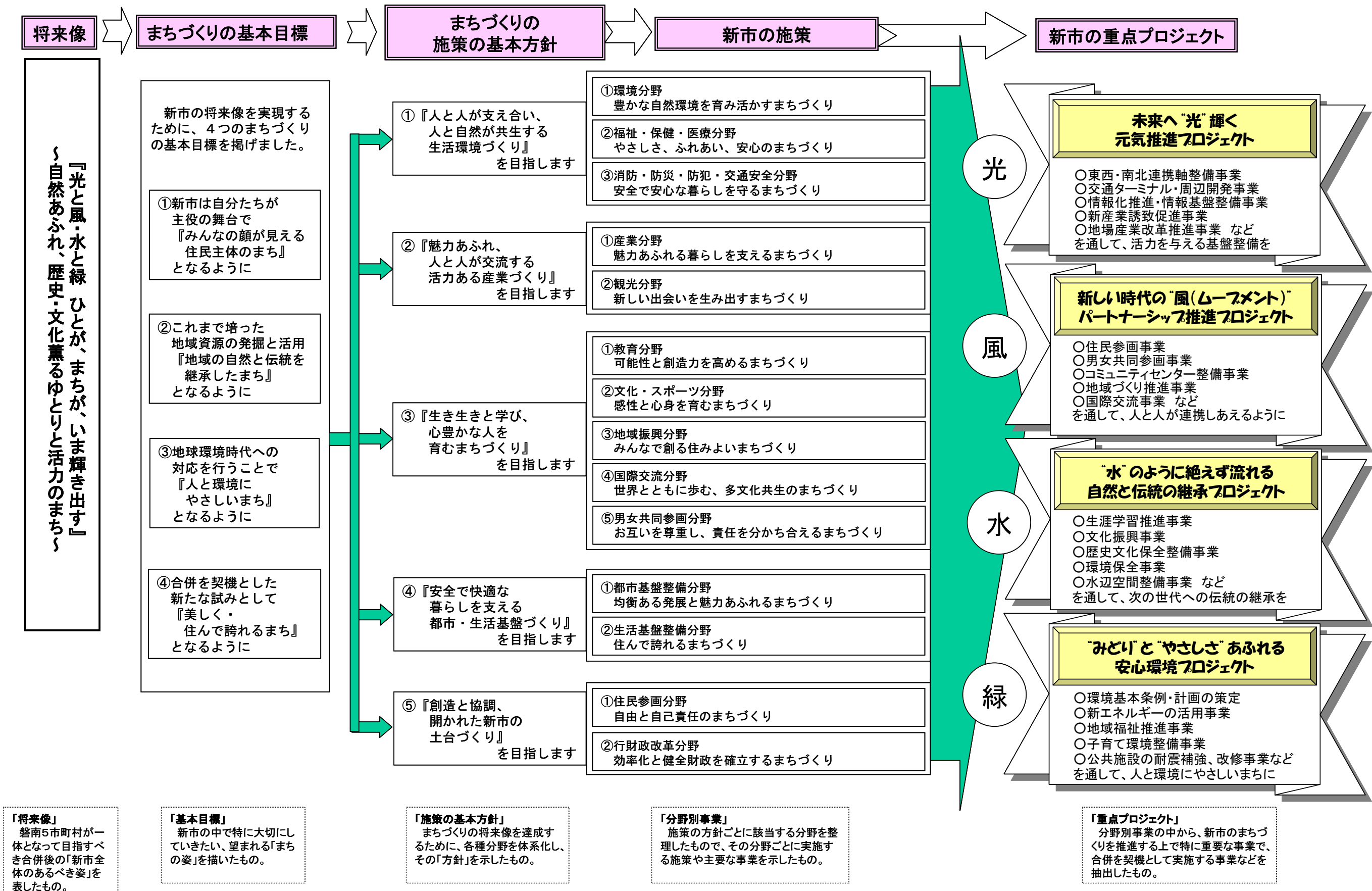
<新市が実施する主要な事業>

| 事業名 | 事業概要 |
|---------|---|
| 情報化推進事業 | 新市の行政サービスの基盤となる電算システムを統合し、電子自治体の実現に向けた情報化を推進し、業務の効率化を図る。 例えば、土地の基礎資料となる地籍調査の推進並びに地理情報システム（GIS）にデジタル化した地籍成果を活用し、行財政改革に努めるとともに、住民ニーズに応じた土地情報などを提供する。 |

| | |
|--------------|---|
| 行政改革及び人事管理 | 行政改革大綱を策定し、計画的な人事管理により職員数の適正化を図る。 |
| 行政評価システム導入事業 | 成果重視の効率的な行政運営と説明責任の確保を図るため、政策・施策、事務事業の目標や成果を住民にわかりやすい形で示し、達成状況を評価する行政評価システムを導入する。 |
| 財政の健全化 | 自主財源の十分な確保が難しいことから、財政運営にあたっては、安易に市債発行による財源補填を行わず、変革の時代に対応するため、事業を常にゼロベースから見直すなど、住民本位の予算編成に心がけるとともに、住民の雇用の場の確保など中・長期的な視点に立ち、財源創出のための施策を推進する。 |
| 財政情報の公開 | バランスシート（貸借対照表）などによる財政情報の公開に努める。 |
| 財産区の健全運営 | 財産区有財産の健全運営に努める。 |

P F I : 公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設などの設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

施策の体系 ~住民の理解を得るために重点プロジェクトを示しました~



第6章 新市における静岡県事業の推進

新市は、静岡県の諸施策の推進と協働して計画的なまちづくりを推進する。

1. 静岡県に要望する事業

| 分野・施策 | 主要事業概要 | 地区名・路線名等 |
|----------|--|--|
| 林業の振興 | 森林施業の効率的な実施に必要な林道の整備 山腹・溪流の荒廃防止及び住居・道路などの保全のための治山事業 | 豊岡地区 |
| 河川の改修 | 治水対策のための主要河川の整備 | 磐田久保川、倉西川 |
| 国・県道等の整備 | 東西都市連携軸の強化、南北中央都市連携軸と環状ルートの構築など | (仮)浜松小笠山線、(主)磐田福田線(都市計画道路・福田西幹線含む)、(一)豊浜磐田線、(主)磐田天竜線、(主)磐田停車場線 |
| 流域下水道の整備 | 流域下水道の整備 | 天竜川左岸流域下水道の整備 (合併特例法に基づく協議による特例期間とする) |

2. 静岡県が実施を予定する事業

| 分野・施策 | 主要事業概要 | 地区名・路線名等 |
|-------------------|-------------------------------------|---|
| 河川の改修等 | 治水対策のための主要河川の整備や総合的な土砂災害対策 | 仿僧川、今ノ浦川、太田川、一雲済川、敷地川など 土砂災害防止のためのハード・ソフト対策 |
| 国・県道の整備 | 交通基盤の骨格となる県管理国道や主要県道の整備 | (国)150号バイパス、(一)磐田細江線(都市計画道路・磐田袋井線含む)、(一)豊田竜洋線、(主)掛川天竜線、(主)浜北袋井線など |
| 遠州灘海岸の保全及び福田漁港の整備 | 観光的要素を加えながら、シラス漁を中心とした沿岸漁業や避難港などの整備 | 水産基盤整備事業 漁港環境整備事業 機能保全事業 |
| 農業生産基盤の整備 | 生産基盤の充実や生産性向上に係る整備 | 湛水防除事業 かんがい排水事業 ため池等整備事業 経営体育成基盤整備事業などの農業農村整備事業 |
| 教育の充実 | 教員の資質能力の向上 | 教員の教科指導力・生徒指導力などの向上のための研修事業の継続実施など |

第7章 公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮し、地域のバランスや特性、さらには財政事情などを考慮しながら、計画的に進めていきます。

整備にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、現公共施設の有効利用・相互利用などを総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないように配慮し、必要に応じて統合・整備するものとします。

特に、合併に伴い本庁及び支所となる庁舎については、必要な機能の整備を図ることで、住民サービスの向上に努めます。

第8章 財政計画

1 前提条件

財政計画は、新市の合併後21年間（平成17年度から令和7年度）の財政運営の指針として、歳入・歳出の項目ごとに、現況と過去の実績や経済情勢などにより推計し、普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、今後も健全に財政運営を行うことを基本に、新市まちづくり計画に基づく主要事業、その他の経費の増減などを反映させるとともに、合併特例債などの国の財政支援措置を勘案しています。

歳入・歳出の項目ごとの主な内容は以下のとおりです。

< 歳入 >

(1) 地方税（譲与税・交付金を含む）

地方税などについては、現況や過去の実績の推移、今後の経済見通しなどを踏まえ、現行の制度を基本として推計しています。

(2) 地方交付税

普通交付税については、合併に関する算定の特例（合併算定替など）が、令和2年度で終了することを踏まえて算定するとともに、合併特例債に係る交付税措置分などを見込んでいます。

特別交付税については、過去の実績の推移などを踏まえ推計しています。

(3) 分担金及び負担金

過去の実績の推移などを踏まえ推計しています。

(4) 使用料及び手数料

過去の実績の推移などを踏まえ推計しています。

(5) 国庫及び県支出金

一般の行政経費について、過去の実績の推移や歳出との連動を考慮して推計するとともに、新市まちづくり計画に基づく事業などを加えています。

(6) 繰入金

年度間の財源調整のために、財政調整基金を効率的に活用していくことや、特定目的基金を新市まちづくり計画に基づく事業に活用していくことを見込んでいます。

(7) 地方債

新市まちづくり計画に基づく事業実施に伴う合併特例債、通常の事業債などを見込んで推計しています。

(8) その他

その他の歳入については、現況及び過去の実績の推移などを勘案し推計しています。

< 歳出 >

(1) 人件費

職員配置方針に基づき、人数面での一定の上限設定、総人件費の抑制などを踏まえて推計しています。

(2) **物件費・維持補修費**

過去の実績の推移を踏まえ、施設の老朽化等による増加を見込むとともに、経常的なものについては、効率化などにより増加させない方針で推計しています。

(3) **扶助費**

過去の実績の推移などを踏まえ、高齢化などの影響を勘案し確実に増加していくことを考慮して推計しています。

(4) **補助費等**

過去の実績の推移などを踏まえ推計しています。

(5) **公債費**

過去の借入分の償還予定額に、今後予定している新市まちづくり計画に基づく事業などの実施に伴う合併特例債や新たな地方債の償還見込額を加えて推計しています。

(6) **積立金**

過去の実績の推移などを踏まえ推計しています。

(7) **出資・貸付金及び繰出金**

特別会計などの過去の実績の推移などを見込んで推計しています。

(8) **普通建設事業費**

新市まちづくり事業に基づく事業及びその他の普通建設事業を見込み推計しています。

< **留意事項** >

この財政計画は、平成 30 年度までの決算数値及び令和元年度の予算額を基礎として、現行の制度のもとでの財政状況などに応じた事業を計画していますが、実施段階においては、経費の増減に加え、社会経済情勢の変化や各種制度改正が予想されます。従って、今後の状況により、財政計画や事業を見直し、調整する必要が生じることが想定されます。

財政計画（普通会計）

1 歳入

（単位：百万円）

| 区 分 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 地 方 税 | 25,391 | 26,838 | 30,345 | 29,969 | 27,143 |
| 地 方 譲 与 税 | 1,807 | 2,270 | 897 | 862 | 812 |
| 利 子 割 交 付 金 | 116 | 80 | 112 | 113 | 98 |
| 配 当 割 交 付 金 | 47 | 69 | 84 | 40 | 33 |
| 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 88 | 73 | 66 | 17 | 18 |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 | 1,704 | 1,805 | 1,809 | 1,749 | 1,841 |
| ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 58 | 56 | 56 | 57 | 50 |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 615 | 628 | 600 | 515 | 309 |
| 地 方 特 例 交 付 金 | 871 | 788 | 195 | 339 | 369 |
| 地 方 交 付 税 | 6,317 | 4,886 | 3,772 | 3,420 | 4,017 |
| 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 45 | 48 | 48 | 43 | 44 |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 638 | 497 | 566 | 590 | 604 |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 1,333 | 1,217 | 1,237 | 1,118 | 1,095 |
| 国 庫 支 出 金 | 3,613 | 4,019 | 4,467 | 8,011 | 7,049 |
| 県 支 出 金 | 3,548 | 2,267 | 2,549 | 2,568 | 2,478 |
| 財 産 収 入 | 118 | 124 | 210 | 161 | 718 |
| 寄 附 金 | 11 | 22 | 433 | 40 | 14 |
| 繰 入 金 | 359 | 1,578 | 985 | 2,451 | 2,125 |
| 繰 越 金 | 2,487 | 1,911 | 2,058 | 1,823 | 2,637 |
| 諸 収 入 | 2,559 | 2,819 | 2,962 | 3,430 | 3,822 |
| 地 方 債 | 6,653 | 5,329 | 5,648 | 8,156 | 8,956 |
| 合 計 | 58,378 | 57,324 | 59,099 | 65,472 | 64,232 |

2 歳出

| 区 分 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 人 件 費 | 11,913 | 11,531 | 11,569 | 11,452 | 11,249 |
| 扶 助 費 | 3,831 | 4,107 | 4,538 | 4,765 | 5,163 |
| 公 債 費 | 6,430 | 6,665 | 7,015 | 7,455 | 7,548 |
| 物 件 費 | 9,646 | 8,452 | 8,546 | 8,465 | 8,253 |
| 維 持 補 修 費 | 694 | 625 | 608 | 697 | 561 |
| 補 助 費 等 | 3,790 | 3,533 | 4,019 | 5,137 | 5,866 |
| 繰 出 金 | 5,795 | 6,303 | 6,189 | 6,615 | 7,029 |
| 積 立 金 | 2,317 | 20 | 541 | 69 | 603 |
| 投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金 | 2,223 | 2,584 | 2,800 | 3,487 | 3,348 |
| 普 通 建 設 事 業 費 | 8,568 | 9,975 | 10,111 | 13,922 | 11,541 |
| 予 備 費 | | | | | |
| 合 計 | 55,207 | 53,795 | 55,936 | 62,064 | 61,161 |

※注）平成 17 年度～平成 30 年度は決算額、令和元年度は当初予算額、令和 2 年度～令和 7 年度までは推計額

1 歳入つづき

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 地 方 税 | 26,720 | 26,719 | 26,349 | 27,024 | 28,135 |
| 地 方 譲 与 税 | 787 | 768 | 718 | 683 | 651 |
| 利 子 割 交 付 金 | 90 | 74 | 65 | 57 | 51 |
| 配 当 割 交 付 金 | 41 | 45 | 50 | 93 | 173 |
| 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 15 | 13 | 14 | 163 | 107 |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 | 1,838 | 1,787 | 1,771 | 1,756 | 2,120 |
| ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 46 | 42 | 43 | 42 | 40 |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 265 | 221 | 281 | 255 | 102 |
| 地 方 特 例 交 付 金 | 354 | 320 | 117 | 117 | 114 |
| 地 方 交 付 税 | 6,145 | 7,422 | 7,446 | 7,502 | 7,207 |
| 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 42 | 43 | 44 | 43 | 38 |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 580 | 1,606 | 674 | 769 | 981 |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 1,061 | 1,086 | 1,042 | 1,116 | 1,036 |
| 国 庫 支 出 金 | 7,201 | 5,920 | 5,563 | 5,891 | 6,446 |
| 県 支 出 金 | 2,588 | 2,902 | 2,981 | 3,470 | 3,382 |
| 財 産 収 入 | 138 | 662 | 370 | 466 | 426 |
| 寄 附 金 | 94 | 12 | 17 | 108 | 224 |
| 繰 入 金 | 1,276 | 344 | 1,852 | 630 | 1,959 |
| 繰 越 金 | 1,371 | 2,738 | 992 | 1,052 | 1,030 |
| 諸 収 入 | 4,050 | 4,076 | 4,060 | 4,217 | 4,397 |
| 地 方 債 | 6,325 | 5,153 | 5,318 | 5,159 | 4,011 |
| 合 計 | 61,027 | 61,953 | 59,767 | 60,613 | 62,630 |

2 歳出つづき

| 区 分 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 人 件 費 | 10,588 | 10,921 | 10,161 | 10,837 | 10,127 |
| 扶 助 費 | 7,524 | 7,991 | 8,219 | 8,554 | 9,211 |
| 公 債 費 | 7,778 | 7,776 | 8,520 | 7,537 | 7,367 |
| 物 件 費 | 7,937 | 8,307 | 8,338 | 8,609 | 9,248 |
| 維 持 補 修 費 | 645 | 534 | 623 | 739 | 782 |
| 補 助 費 等 | 3,603 | 3,415 | 3,223 | 3,477 | 3,270 |
| 繰 出 金 | 6,767 | 7,048 | 7,268 | 7,107 | 7,298 |
| 積 立 金 | 170 | 2,818 | 497 | 2,255 | 348 |
| 投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金 | 3,457 | 3,486 | 3,570 | 3,730 | 3,367 |
| 普 通 建 設 事 業 費 | 7,920 | 7,845 | 7,356 | 6,038 | 8,935 |
| 災 害 復 旧 事 業 費 | | | | | 34 |
| 予 備 費 | | | | | |
| 合 計 | 56,389 | 60,141 | 57,775 | 58,883 | 59,987 |

※注) 平成 17 年度～平成 30 年度は決算額、令和元年度は当初予算額、令和 2 年度～令和 7 年度までは推計額

1 歳入つづき

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 地 方 税 | 27,162 | 27,382 | 27,858 | 28,297 | 28,160 |
| 地 方 譲 与 税 | 682 | 676 | 674 | 680 | 660 |
| 利 子 割 交 付 金 | 48 | 27 | 47 | 47 | 60 |
| 配 当 割 交 付 金 | 133 | 82 | 116 | 91 | 130 |
| 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 141 | 63 | 136 | 91 | 130 |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 | 3,458 | 3,128 | 3,271 | 3,373 | 3,450 |
| ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 40 | 39 | 37 | 34 | 32 |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 175 | 184 | 249 | 262 | 220 |
| 地 方 特 例 交 付 金 | 117 | 125 | 134 | 154 | 461 |
| 地 方 交 付 税 | 6,861 | 6,885 | 6,577 | 5,986 | 5,400 |
| 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 40 | 40 | 40 | 40 | 38 |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 1,094 | 719 | 726 | 826 | 480 |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 1,064 | 1,061 | 1,060 | 1,053 | 924 |
| 国 庫 支 出 金 | 6,467 | 6,997 | 6,990 | 7,585 | 8,054 |
| 県 支 出 金 | 3,632 | 3,101 | 3,808 | 3,713 | 3,969 |
| 財 産 収 入 | 591 | 172 | 294 | 218 | 139 |
| 寄 附 金 | 1,215 | 1,137 | 1,706 | 1,004 | 541 |
| 繰 入 金 | 2,341 | 2,337 | 2,559 | 3,348 | 4,948 |
| 繰 越 金 | 1,542 | 1,266 | 418 | 1,164 | 150 |
| 諸 収 入 | 3,900 | 3,238 | 3,599 | 3,215 | 3,445 |
| 地 方 債 | 5,197 | 4,126 | 5,124 | 5,299 | 5,239 |
| 合 計 | 65,900 | 62,785 | 65,423 | 66,480 | 66,630 |

2 歳出つづき

| 区 分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 人 件 費 | 9,966 | 9,893 | 9,870 | 9,659 | 9,786 |
| 扶 助 費 | 9,884 | 11,264 | 11,232 | 11,292 | 11,714 |
| 公 債 費 | 7,088 | 6,937 | 6,671 | 5,711 | 5,640 |
| 物 件 費 | 9,187 | 9,088 | 9,102 | 9,237 | 9,788 |
| 維 持 補 修 費 | 927 | 841 | 868 | 964 | 959 |
| 補 助 費 等 | 3,946 | 3,435 | 4,209 | 3,821 | 7,471 |
| 繰 出 金 | 8,005 | 7,905 | 8,065 | 7,876 | 4,756 |
| 積 立 金 | 2,334 | 3,675 | 1,709 | 1,297 | 374 |
| 投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金 | 2,977 | 2,762 | 2,648 | 2,465 | 2,745 |
| 普 通 建 設 事 業 費 | 9,221 | 6,238 | 8,895 | 11,508 | 13,297 |
| 災 害 復 旧 事 業 費 | | | | 140 | |
| 予 備 費 | | | | | 100 |
| 合 計 | 63,535 | 62,038 | 63,269 | 63,970 | 66,630 |

※注) 平成 17 年度～平成 30 年度は決算額、令和元年度は当初予算額、令和 2 年度～令和 7 年度までは推計額

1 歳入つづき

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地 方 税 | 28,241 | 27,572 | 27,805 | 28,021 | 27,737 |
| 地 方 譲 与 税 | 669 | 669 | 673 | 673 | 673 |
| 利 子 割 交 付 金 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| 配 当 割 交 付 金 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 |
| 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 |
| 法 人 事 業 税 交 付 金 | 254 | 763 | 763 | 763 | 763 |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 | 4,270 | 4,270 | 4,270 | 4,270 | 4,270 |
| ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 30 | 29 | 28 | 26 | 25 |
| 環 境 性 能 割 交 付 金 | 80 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| 地 方 特 例 交 付 金 | 220 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| 地 方 交 付 税 | 4,700 | 3,800 | 4,000 | 4,000 | 3,900 |
| 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 38 | 38 | 38 | 38 | 38 |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 480 | 480 | 480 | 480 | 480 |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 924 | 924 | 924 | 924 | 924 |
| 国 庫 支 出 金 | 7,933 | 8,236 | 7,949 | 8,232 | 8,603 |
| 県 支 出 金 | 3,807 | 4,100 | 4,264 | 4,534 | 4,748 |
| 財 産 収 入 | 139 | 139 | 139 | 139 | 139 |
| 寄 附 金 | 341 | 341 | 341 | 341 | 341 |
| 繰 入 金 | 4,289 | 4,274 | 1,769 | 1,586 | 1,701 |
| 繰 越 金 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| 諸 収 入 | 3,395 | 3,345 | 3,295 | 3,245 | 3,195 |
| 地 方 債 | 4,900 | 5,400 | 4,550 | 4,450 | 4,500 |
| 合 計 | 65,180 | 65,150 | 62,058 | 62,492 | 62,807 |

2 歳出つづき

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人 件 費 | 11,316 | 11,214 | 11,236 | 11,143 | 11,147 |
| 扶 助 費 | 11,884 | 12,775 | 13,346 | 13,946 | 14,643 |
| 公 債 費 | 5,667 | 5,436 | 5,133 | 5,232 | 4,841 |
| 物 件 費 | 8,829 | 8,806 | 8,820 | 8,805 | 8,805 |
| 維 持 補 修 費 | 942 | 989 | 1,038 | 1,090 | 1,145 |
| 補 助 費 等 | 7,042 | 6,914 | 6,813 | 6,622 | 6,436 |
| 繰 出 金 | 4,898 | 5,067 | 5,459 | 5,871 | 6,060 |
| 積 立 金 | 232 | 232 | 237 | 237 | 237 |
| 投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金 | 2,791 | 2,757 | 2,852 | 2,812 | 2,693 |
| 普 通 建 設 事 業 費 | 11,479 | 10,860 | 7,024 | 6,634 | 6,700 |
| 災 害 復 旧 事 業 費 | | | | | |
| 予 備 費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 合 計 | 65,180 | 65,150 | 62,058 | 62,492 | 62,807 |

※注) 平成17年度～平成30年度は決算額、令和元年度は当初予算額、令和2年度～令和7年度までは推計額

1 歳入つづき

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和7年度 |
|-------------|--------|
| 地 方 税 | 27,931 |
| 地 方 譲 与 税 | 679 |
| 利 子 割 交 付 金 | 60 |
| 配 当 割 交 付 金 | 130 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 130 |
| 法人事業税交付金 | 763 |
| 地方消費税交付金 | 4,270 |
| ゴルフ場利用税交付金 | 23 |
| 環境性能割交付金 | 120 |
| 地方特例交付金 | 180 |
| 地 方 交 付 税 | 4,200 |
| 交通安全対策特別交付金 | 38 |
| 分担金及び負担金 | 480 |
| 使用料及び手数料 | 924 |
| 国 庫 支 出 金 | 8,992 |
| 県 支 出 金 | 4,974 |
| 財 産 収 入 | 139 |
| 寄 附 金 | 341 |
| 繰 入 金 | 1,581 |
| 繰 越 金 | 150 |
| 諸 収 入 | 3,145 |
| 地 方 債 | 4,450 |
| 合 計 | 63,700 |

2 歳出つづき

| 区 分 | 令和7年度 |
|-----------|--------|
| 人 件 費 | 11,252 |
| 扶 助 費 | 15,375 |
| 公 債 費 | 4,699 |
| 物 件 費 | 8,805 |
| 維 持 補 修 費 | 1,202 |
| 補 助 費 等 | 6,256 |
| 繰 出 金 | 6,223 |
| 積 立 金 | 243 |
| 投資・出資・貸付金 | 2,778 |
| 災害復旧事業費 | 6,767 |
| 普通建設事業費 | |
| 予 備 費 | 100 |
| 合 計 | 63,700 |

※注) 平成17年度～平成30年度は決算額、令和元年度は当初予算額、令和2年度～令和7年度までは推計額

< 参考資料 >

新市まちづくり計画小委員会の検討経過

| 回数 | 日時 | 場所 | 主な内容 |
|------|---------------------|--------------------------------|--|
| 第1回 | H15.6.14 10:30～ | 磐田市 磐田市役所西庁舎 304・305 会議室 | ○協議検討事項について ○新市建設計画策定方針（案）について ○新市建設計画策定スケジュール（案）について |
| 第2回 | H15.7.12 13:00～ | 豊田町 豊田町立図書館 AVホール | ○第1回小委員会協議結果報告 ○新市まちづくり計画を策定する上での重点施策の方針 ○新市まちづくり計画（第1章から第4章第3節）について |
| 第3回 | H15.8.4 13:30～ | 福田町 福田町役場 大会議室 | ○第2回小委員会協議結果報告 ○新市まちづくり計画（第1章から第4章第3節の修正）について ○新市まちづくり計画（第4章第4節・第5節）について |
| 第4回 | H15.9.6 9:30～ | 竜洋町 なぎの木会館 203・204 講義室 | ○第3回小委員会協議結果報告 ○新市まちづくり計画（第5章 新市の施策）について |
| 第5回 | H15.10.10 13:30～ | 豊岡村 豊岡総合センター 研修会館 | ○第4回小委員会協議結果報告 ○新市まちづくり計画（第5章 新市の施策）について |
| 第6回 | H15.11.7 15:30～ | 豊田町 福祉センター 大会議室 | ○第5回小委員会協議結果報告 ○新市まちづくり計画（第5章 新市の施策）について |
| 第7回 | H15.11.28 13:30～ | 磐田市 磐田市役所本庁舎 大会議室 | ○第6回小委員会協議結果報告 ○新市まちづくり計画（第4章第5節から第7章）について |
| 第8回 | H15.12.14 13:30～ | 磐田市 磐田市役所西庁舎 301～303 会議室 | ○第7回小委員会協議結果報告 ○新市まちづくり計画（第8章 財政計画）について |
| 第9回 | H16.1.8 13:30～ | 磐田市 磐田市役所本庁舎 大会議室 | ○第8回小委員会協議結果報告 ○新市まちづくり計画（案）について |
| 第10回 | H16.2.3 9:30～ | 福田町 福田町役場 大会議室 | ○第9回小委員会協議結果報告 ○新市まちづくり計画（案）について |

磐南5市町村合併協議会 委員名簿

| 委員等区分 | 氏名 | 前任者氏名 | 市町村名 | 備考 |
|---------------|------------------------|------------------------|------|-------|
| 会長 | 鈴木 望 | | 磐田市 | |
| 1号委員(首長) | 寺田 正捷 | | 福田町 | 副会長 |
| | 池田 藤平 | | 竜洋町 | 副会長 |
| | 佐藤 芳雄 | | 豊田町 | 副会長 |
| | 鶴田 春男 | | 豊岡村 | 副会長 |
| 2号委員(議長及び議員) | 桑原 全太郎 | 江塚 重尋(15.1.23~15.5.21) | 磐田市 | |
| | 鈴木 晴久 | 石野 良隆(15.1.23~15.5.21) | 磐田市 | |
| | 渡部 修 | | 磐田市 | |
| | 鈴木 隆司 | 鶉飼 知行(15.1.23~16.5.15) | 福田町 | |
| | 寺田 仁一 | 加藤 節二(15.1.23~15.5.21) | 福田町 | |
| | 寺井 信男 | | 福田町 | |
| | 高安 和雄 | | 竜洋町 | |
| | 鈴木 雅夫 | | 竜洋町 | |
| | 大庭 隆一 | 船明 莞爾(15.1.23~15.5.21) | 竜洋町 | |
| | 鈴木 正孝 | | 豊田町 | |
| | 鈴木 茂徳 | | 豊田町 | |
| | 新貝 令之 | | 豊田町 | |
| | 鈴木 正 | | 豊岡村 | |
| | 鈴木 昭二 | 藤森 康行(15.1.23~15.5.21) | 豊岡村 | |
| 大橋 康二 | 仲川 俊彦(15.1.23~15.5.21) | 豊岡村 | | |
| 3号委員(設置請求代表者) | 内野 悟 | | 共 通 | |
| 4号委員(学識経験者) | 天野 晃 | | 磐田市 | |
| | 石森 恵美 | | 磐田市 | |
| | 鈴木 寛次 | | 磐田市 | |
| | 鳥山 昭好 | | 磐田市 | |
| | 大澤 正昭 | | 福田町 | |
| | 内野 輝美男 | | 福田町 | |
| | 大杉 美智子 | | 福田町 | |
| | 川原 利彦 | | 福田町 | |
| | 伊藤 利雄 | | 竜洋町 | |
| | 袴田 清代一 | | 竜洋町 | |
| | 村井 愛子 | | 竜洋町 | |
| | 石田 紀子 | | 竜洋町 | |
| | 小笠原 勝彦 | | 豊田町 | |
| | 大島 義勝 | | 豊田町 | |
| | 栗倉 明美 | | 豊田町 | |
| | 高須 梶和子 | | 豊田町 | |
| | 大隅 康正 | | 豊岡村 | |
| | 川合 勇 | | 豊岡村 | |
| | 金子 祐輔 | | 豊岡村 | |
| | 鈴木 八重子 | | 豊岡村 | |
| | 河合 代悟 | | 共 通 | |
| | 鈴木 優 | | 共 通 | |
| | 仲村 吉広 | 鈴木 正彦(15.1.23~16.3.31) | 共 通 | 静岡県職員 |
| | 鈴木 孝治 | 菅沼 信夫(15.1.23~16.3.31) | 共 通 | 静岡県職員 |

委

員

磐南5市町村合併協議会 新市まちづくり計画小委員会 委員名簿

| 委員 | 氏名 | 市町村名 |
|------|--------|------|
| | 鈴木 望 | 磐田市 |
| | 寺田 正捷 | 福田町 |
| | 池田 藤平 | 竜洋町 |
| | 佐藤 芳雄 | 豊田町 |
| | 鶴田 春男 | 豊岡村 |
| | 桑原 全太郎 | 磐田市 |
| | 鵜飼 知行 | 福田町 |
| | 高安 和雄 | 竜洋町 |
| | 鈴木 正孝 | 豊田町 |
| | 鈴木 正 | 豊岡村 |
| | 天野 晃 | 磐田市 |
| | 鳥山 昭好 | 磐田市 |
| | 大澤 正昭 | 福田町 |
| | 川原 利彦 | 福田町 |
| 副委員長 | 伊藤 利雄 | 竜洋町 |
| | 村井 愛子 | 竜洋町 |
| | 大島 義勝 | 豊田町 |
| | 高須 視和子 | 豊田町 |
| | 大隅 康正 | 豊岡村 |
| | 川合 勇 | 豊岡村 |
| 委員長 | 河合 代悟 | 共通 |
| | 菅沼 信夫 | 共通 |